

平成17年第7回定例会
斑鳩町議会会議録

平成17年12月9日
午前9時00分 開議
於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員 (14名)

| | | | |
|-----|------|-----|-------|
| 1番 | 嶋田善行 | 2番 | 松田正 |
| 3番 | 飯高昭二 | 6番 | 浅井正八 |
| 7番 | 小野隆雄 | 8番 | 坂口徹 |
| 9番 | 浦野圭司 | 10番 | 吉川勝義 |
| 11番 | 三木誓士 | 12番 | 木田守彦 |
| 13番 | 木澤正男 | 14番 | 里川宜志子 |
| 15番 | 中西和夫 | 16番 | 中川靖広 |

1, 欠席議員 (0名)

1, 出席した議会事務局職員

| | | | |
|--------|-----|----|------|
| 議会事務局長 | 浦口隆 | 係長 | 猪川恭弘 |
|--------|-----|----|------|

1, 地方自治法第121条による出席者

| | | | |
|---------|------|--------|------|
| 町長 | 小城利重 | 助役 | 芳村是 |
| 収入役 | 中野秀樹 | 教育長 | 栗本裕美 |
| 総務部長 | 植村哲男 | 総務課長 | 西本喜一 |
| 総務課参事 | 吉田昌敬 | 企画財政課長 | 藤原伸宏 |
| 企画財政課参事 | 野口英治 | 税務課長 | 植嶋滋継 |
| 住民生活部長 | 中井克巳 | 福祉課長 | 西川肇 |
| 健康推進課長 | 清水孝悦 | 環境対策課長 | 清水建也 |
| 都市建設部長 | 藤本宗司 | 建設課長 | 堤和雄 |

| | | | |
|---------|------|--------|------|
| 観光産業課長 | 今西弘至 | 都市整備課長 | 藤川岳志 |
| 都市整備課参事 | 西田哲也 | 教委総務課長 | 野崎一也 |
| 生涯学習課長 | 阪野輝男 | 上下水道部長 | 池田善紀 |
| 上水道課長 | 水田美文 | 下水道課長 | 谷口裕司 |

1, 議事日程

日程1. 一般質問

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時00分 開議)

○議長（中西和夫君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しています。これより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、昨日に続きまして一般質問であります。順序に従い質問をお受けいたします。

初めに、11番、三木議員の一般質問をお受けいたします。11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） おはようございます。

それでは、通告書に基づきまして私の12月議会の一般質問を始めさせていただきます。理事者の皆様方には、よろしく願いいたします。

3月議会でも私は、最初にご質問いたします障害者自立支援法についてお尋ねしまして、また意見書も出させていただきました。私は、今回障害者自立支援法の取り組みについて、今回障害者自立支援法は、去る10月28日国会にて法改正が行われ、平成18年4月1日より施行されるが、4月1日からは自己負担1割が進められ、10月1日からは新体系でのサービスが励行されます。また、入所施設については、5年以内に諸問題を解決し、推し進められていくものです。

自立支援法の概要は、障害者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、これまで障害種別ごとに異なる法律に基づいて自立支援の観点から提供されてきた福祉サービス、公費負担医療等について、共通の制度の下で一元的に提供する仕組みを創設することとし、自立支援給付の対象者、内容、手続等、地域生活支援事業、サービスの整備のための計画作成、費用負担等を定めると共に、精神保健福祉法等の関係法律について所要の改正を行うものということです。

お尋ねいたします。障害者自立支援法の取り組みについて、今、全国で656万人の国民20人に1人が何らかの障害を持っていると言われていています。3月議会でもお尋ねいたしましたかもしれませんが、当町での身体、知的、精神、3区分の障害者数と障害児の数を改めてお聞きいたします。

○議長（中西和夫君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 障害者自立支援法につきましては、質問者が今申されているとおりでございますが、平成18年4月から、在宅でのサービス利用や更生医療、精神障害者通院医療費公費負担制度の仕組みが変わり、これらのサービスにつきまして

は、自立支援給付として位置付けられます。サービス利用に伴います利用者負担が原則1割となるわけでございます。また、サービスを利用するための障害程度区分の認定が新しく加わりまして、平成18年9月までは準備移行期間として段階的に施行となります。平成18年10月からは、自立支援給付全面開始となるほか、車椅子等の補装具の交付、修理につきましても1割負担となっております。施設サービスにつきましても、5年間をかけた上で徐々に新体系へ移行をされていく予定でございます。全身性障害者、知的、視覚障害者に対します移動支援事業や手話通訳設置事業等が、地域生活支援事業としてサービス提供が行われるということになっております。

そこで、ご質問いただいております当町の3障害につきましても数と障害児数ということでお聞きをいただいております。平成17年10月末現在でお答えをさせていただきたいと思っております。身体障害者手帳所持者が924名おいでになります。そして、療育手帳所持者が118名、精神障害者保健福祉手帳所持者が69名おられるということでございます。この中で、18歳未満の障害の児童数につきましては、48名の方がおられるというのが現状でございます。

○議長（中西和夫君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） ただいま町内の障害者の数を教えていただきました。

それでは、障害者自立支援法の制定についてですが、現行支援費制度の諸課題の改善効果を含め、全体にどのような見解を持っているのか、お聞かせください。

○議長（中西和夫君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 支援費制度につきましては、ご承知をいただいておりますように、平成15年4月からスタートをいたしまして、措置制度から本人の自己決定によります契約制度となったわけでございますが、全国共通の支給決定の基準等がなく、サービスの提供体制が異なりますため、サービス利用に地域格差があることや、障害種別や年齢区分によりますサービス格差が生じまして、精神障害に至りましては、支援費制度の対象外であったこと、さらに働く意欲のある障害者に対します就労支援体制の整備といった課題があったと、このように認識をいたしております。これらの課題を改善するために、障害者自立支援法が制定をされたところでもございます。

制度改正の内容といたしましては、まず1つといたしまして障害福祉サービスの一元化、2つといたしまして障害者が働ける社会の整備、3つといたしまして地域の限られた社会資源の活用を促進するための規制緩和、4つといたしまして公平なサービス利用

のための決定や基準の透明化、明確化、5つといたしまして増大します福祉サービス等の費用をみんなで負担し合う仕組みの強化といったことが挙げられると思います。町といたしましては、利用される方々に混乱が生じないように、制度の周知を図ってまいりたいと、このように考えております。

○議長（中西和夫君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） ただいま5つの制度改正があるということをお聞きしました。利用者に対しまして、今後適切な説明をいただきますようお願いいたします。

続いてですが、ただいまご答弁あった改正の1つ目の障害者福祉サービスの一元化についてですが、これまでの身体、知的、児童、精神といった障害の種別によるサービスの壁が取り払われ、サービス提供の一元化をすとうたわれています。また、地域に住む方々が、障害の有無や年齢、性別を問わず、支え合うまちづくりを目指すものであると考えます。自立支援法施行によりサービスが一元化されれば、サービス利用がしやすくなると思われませんが、現在の財政的な増大に備え、財政安定化を図るため、利用者の1割負担が生じることになり、利用者にとっては利用抑制になってしまい、一元化の効果が薄れてしまうと考えます。

この利用者負担の問題について、ある障害者の保護者の方が、手をつなぐ育成会研究大会で質問されておりましたが、18歳のお子さんが通所授産施設に通所されて、現在の自己負担が1万300円、ホームヘルプサービスが月20時間で1万300円払っており、合計2万600円を負担しているが、自立支援法になると自己負担が2万4,000円となり、3,400円ふえることと、20歳未満の方や収入の少ない方にとっては負担は大きいと考えますが、町は自己負担の増加についてどう考えているか。

また、現在の国2分の1、県4分の1の補助金があるが、このような補助も減らされてしまうのか、町の財源確保についてお尋ねをいたします。

○議長（中西和夫君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 昨日の議員のご質問にもお答えをさせていただいている答弁と同様な内容になるかもわかりませんが、ご了承いただきたいと思っております。

この自立支援法によりまして、原則自己負担が1割となってまいりるわけですが、負担がふえ過ぎないように、所得段階に応じまして月の上限設定がされております。また、低所得の世帯につきましては、介護保険サービスを併用した場合や、同世帯複数の障害者がおられる場合に個別に減免を行います高額障害福祉サービス費の給付

や、資産や収入の少ない方について、社会福祉法人が運営をいたします事業所でサービスを利用した場合、自己負担を半額にするなど様々な軽減策が設けられているところがございます。また、低所得入所者の食費等につきましては、補足給付により一定額が手元に残るような制度も考えられておるわけですが、これらの措置によりまして、個々の方々の負担可能な制度となっているのではないかと、このように思われるわけですが、今のところ詳細な部分につきまして未確定という部分もありますことから、これらの情報収集に努めまして、施行につきましては、その利用を受けられる方々に対してそれらの周知を図っていきたい、このように考えております。

また、国、県の負担金につきましては、ホームヘルプサービス等の介護給付や施設入所などの訓練給付につきましては、義務的経費として、国2分の1、県4分の1の負担を確保していくというように見込まれているというように我々としても伺っております。そういう見込であるというような今現在の情報の把握ということでご理解いただきたいと思っております。

○議長（中西和夫君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） それでは、来年4月1日より施行されます障害者に対して障害程度区分・判定基準についてお尋ねいたします。

障害区分の判定は、第1次判定、次に2次判定に移り調査されることになっておりますが、調査を行う人は障害者のことをよくわかっている人が行う必要があります。また、判定基準はどういったものか、認定の流れと共に、現在わかっている範囲で結構なので町の見解をお聞かせください。

○議長（中西和夫君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） さきのご質問でもお答えをさせていただいておりますように、現在の支援費制度では、国の共通の判定基準がなく、決定を行いますそれぞれの市町村の判断ということになっております。当町では、ご本人、ご家族の状況や希望を勘案し、支給決定を行ってきておりましたが、障害が重度の方や複数のサービスを希望される場合は、支給量等の判断が難しく、決定に苦慮することも少なくなかったわけですが、このような状況を解決するためにも、公平なサービス利用のための決定や基準の透明化、明確化を図る必要があります。

新制度におけます障害程度区分につきましては、障害福祉サービスの必要性和障害者の心身の状態を総合的に判定をいたしますため、身体障害、知的障害、精神障害の特性

に配慮しつつ、3障害共通の基準で、調査員や判定者の主観によって左右されにくい客観的な基準となっております。

調査につきましては、調査員が介護保険の要介護認定の認定調査項目79項目に、そこに障害特有の事項に関します項目27項目、合わせまして106項目の調査を行いまして、その後コンピュータでの1次判定を行っていくことになっております。1次判定の結果から、自立、要支援、要介護1から要介護5までの障害程度区分が出されまして、その障害程度区分と調査の特記事項、医師の意見書をもとに、市町村審査会におきまして障害程度区分の2次判定を最終的に行っていくということになってまいります。これによりましてサービスの支給量が決まることになるわけですが、最終的な判定基準の詳細につきましては、現在まだ示されておらないということでご理解をいただきたいと思っております。

また、調査員につきましては、県の方で、平成18年4月の施行までに認定調査員の研修を行う予定となっているところでございます。議員の言われております心身機能や疾患だけでなく、障害の特性による生活のしづらさ等をくみ取りながら判断をしていくことが課題となってまいりますことから、町といたしましても、国、県の動向等も留意をしながら、認定調査を行います職員の資質向上に努めてまいりたいと、このように考えております。

○議長（中西和夫君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） この件につきましては、認定調査を行う職員の資質向上ということに努めていただきますようお願いいたします。

今回の4月から実施される障害者自立支援法は、当事者の皆様も私も含め、まだまだ勉強し模索していくことになると思っておりますが、今後問題点があれば、知的障害者が地域に出て暮らせる環境づくりが必要です。また、小規模作業所やグループホーム、就労支援、サービス提供など問題は山積していますが、それぞれに対処し、要望、請願活動を行っていきたいと思っております。1歩後退したら3歩前進出来ればいいなとも思っております。これをもちまして障害者自立支援法に関する質問を終わらせていただき、次の観光の質問に移らせていただきます。

次に、斑鳩町の観光施策についてです。私は、この観光についても何度か質問してありますが、そのダブる点がありますこともお許しいただきたいと思っております。

観光の現状把握ということですが、県が今年10月に策定した21世紀の観光戦略で

設定した目標値2010年における宿泊客数500万人を実現するため、宿泊施設の質、量とも充実を目指すとあります。現状把握と「泊まる奈良」推進事業、この2つの件について今回観光の質問とさせていただきます。

まず、今年11月までの観光客数と町営駐車場のバス・乗用車利用台数、それぞれ昨年の11月時期にあわせてお聞かせいただけますか。

○議長（中西和夫君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） 観光の現状という中で、観光客数でありますけれども、まず法隆寺への参拝客について述べさせていただきます。平成16年1月から11月までの参拝客数でありますけれども、59万116人でございます。平成17年1月から11月までの参拝客数は57万2,850人ということで、1万7,266人の減少となっております。

次に、観光自動車駐車場におけますバスと乗用車の利用台数の状況でございますが、平成16年1月から11月までの利用台数は、観光バスで4,894台、乗用車9,925台でございます。平成17年1月から11月までの利用台数は、観光バス4,516台、乗用車1万414台となっております。バスでは378台の減少、乗用車は489台の増となっております。これは、修学旅行などの団体客が減少をいたしまして、個人旅行客が増加している傾向になってきているものと考えております。

○議長（中西和夫君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） 今、お答えいただきました数字について、やはり修学旅行、団体等が減って個人の観光客数が多少ふえているというふうにあらわれていると思いますが、次にその参拝客で、外国人の1年間の動向と、また春、秋の修学旅行客の動向について、この2つをお尋ねいたします。

○議長（中西和夫君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） 参拝客の外国人の動向でございますけれども、外国人の観光客の動向、まず国の取り組みについて説明をさせていただきますと、国では2003年より、外国人旅行者訪日促進戦略の一環といたしまして、ビジット・ジャパン・キャンペーンを実施しております。これは、外国人観光客を平成22年までに1,000万人の訪日外国人誘致の実現を目標といたしてございまして、近年ではアジア諸国から観光客が増加しているという特徴となっております。

そこで、斑鳩町の状況でございますけれども、法隆寺iセンターの来館者、そして観

光ボランティアの方々によりますと、最近アジア諸国から団体や小グループでの観光客が増加している傾向にあるということで確認をいたしているところでございます。

○議長（中西和夫君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） それでは、この修学旅行についてですが、前にも述べられたとおり、特に高校生の数が、秋の修学旅行生になりますが、大変減っております。それに対して町として対策を考えているか。

また、町は、修学旅行の対応になっていたが、数が減少することは間違いのない状況から、一般観光客に対してもてなす対策を考えているのか、お聞かせください。

○議長（中西和夫君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） 修学旅行客のまず動向でございますけれども、斑鳩に来られる修学旅行客は、少子化の影響や海外も含めた旅行先の分散ということで、斑鳩への旅行者数については、長期的に低迷しているというのが現状でございます。また、少人数でのグループ行動など旅行形態も変化しておりまして、年々減少傾向にはなっております。

そこで、一般観光客に対しての考え方でございますけれども、議員もご指摘されているように、一般観光客をふやしていくということについては、平成15年に斑鳩町観光・商業まちづくり構想をつくりまして、今、観光関係者、そして商業関係者とも協議を行いまして、その態勢を整えていくという段階でございます。

○議長（中西和夫君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） 先ほど観光客の人数を聞きました。聞くところによりますと、法隆寺の参拝に来た入場者数に1.1を掛けて知らせてくれているということですが、多少法隆寺に寄らないお客も色々いるわけですが、今後観光客に対してカウント方法、何か新たなものを考えているようでしたらお聞かせください。

○議長（中西和夫君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） 観光客数のカウント方法でございますけれども、従来の観光客数のカウントの精度を上げるということで、法隆寺を中心といたしました観光施設におきまして、四半期ごとにカウント調査を実施出来ればと、また観光客の動向を調査するためのアンケート調査も実施をすればと、このように考えております。そうしたことで、より精度の高い指数等求められると、このように考えておりまして、来年度にそれに向け実施をしていきたいと、このように考えているところでございます。

○議長（中西和夫君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） カウントにつきましては、今後アンケート等調査によってより精度の高いカウント数を教えていただければというふうに思っております。

では、次ですが、町長は11月30日付奈良新聞のインタビュー、今日も後ろに奈良新聞の方来てらっしゃいますが、の中で、「住民と共にまちづくり」を柱に、都市基盤整備、福祉施設、教育文化、観光行政について述べられておりますが、その中で、iセンター駐車場を中心とした地域で豊富な文化財を活用したイベントを月1回やりたいと考えていると述べております。そのイベントとは具体的に何か考えておられますか。また、観光客のリピーターをふやす仕掛けも必要だろうと言っておりますが、この仕掛けとは何か考えておりますか、この2点についてお聞かせください。

○議長（中西和夫君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） 今、議員にも述べていただきましたが、奈良新聞で町長の方から斑鳩町の観光施策についてお答えをいたしております。iセンターの駐車場を中心とした月に1回程度行いたいというイベントの関係でございますけれども、駐車場の利用台数が、シーズンオフになりますと極端に減少傾向になるという現状がございます。そうしたことで、一時的ではありますが、多目的に交流をすることで活性化を図ることを目的とした、恒常的に行う「市」の開催などを観光協会の方で検討をしているという状況でございます。

そして、観光客のリピーターをふやす仕掛けということでございまして、法隆寺、法起寺、法輪寺を中心とした一带は景観のよい場所でございます。最近、コスモスの咲く里として非常に定着をしてきているという状況もございます。この景色を見るリピーターも増加している傾向にございます。今後、春夏秋冬に観光客が来ていただける企画を、また受け入れ態勢の整備もすることによってリピーター増を図り、観光振興につなげていければと、このように考えております。

○議長（中西和夫君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） 今のお答えは、今の駐車場を、市の開催など、またリピーターについては、企画等受け入れ態勢も整備してリピーター増を図っていくというお答えと思っております。

それでは、次に、「泊まる奈良」推進事業についてお尋ねいたします。

これは県の推進事業ですが、斑鳩町もその一環として、厚生年金いかるが荘が来年3

月末をもって閉館となりますが、既に利用者もすべて退去しております。あと4カ月に迫ってきておりますが、町として情報または進展を何か考えておりますか。既に10月13日には、社会保険事務局の人が福祉課を訪れ、10月1日付をもって年金・健康保険福祉施設整理機構に委ねているとあいさつがあったと聞きます。また、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構から跡地利用の意向確認が11月18日書類でも来ていると聞いていますが、町としての見解をお聞かせください。

○議長（中西和夫君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 厚生年金奈良いかるが荘の入居されておられます方々につきましては、今、質問者も言われておりますように、全員の方が退所手続をされまして退所をされているという状況でございます。そういう状況でございますので、厚生年金奈良いかるが荘からは、当初18年の3月31日ということの予定をされて閉館を考えておられたわけですが、こういう状況の中で、17年の12月31日で廃止をするという旨の通知というのを町の方にもいただいております。

この跡地の利用につきましては、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構から、この跡地利用についての考え方が、当町にも意向の確認があったところでございますが、現在の施設自体が年数も相当たっております。古いということで、リニューアルをするにしても相当な費用がかかるという推測もされます。また、施設の管理運営費用も考える中で、町としては利用については考えてはおらないということの中で、厚生年金いかるが荘の譲渡を受けるということの意味がないということ、町の考え方であるということでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（中西和夫君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） 今のお答えですと、斑鳩町はいかるが荘の譲渡は受けないという結論が既に出てるということでございます。私は、この件について大分前から絡んでは来てるんですが、跡地を、泊まれるということだけでなく、出来ることならば斑鳩町が買い取っていただけたらばと思っておりますが、やはり斑鳩町のこの財政の厳しい中、それもまたまならぬところであろうかなということも判断はさせていただいております。

この件につきましては、跡地につきましては、やはり同僚議員も、また商工会、また住民の方々も非常に心配し、また期待もしているところでございます。そのことについて、もう少しこの件について質問させていただきます。

この場合、町が買い取らないとなった場合、一般競争入札などで民間業者が取得されることになると思われませんが、民間業者は色々な土地利用を考えてくると思われませんが、そのような業者に対して、行政として、町としてどのような指導をなされるのか、その件についてお聞かせください。

○議長（中西和夫君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） 厚生年金いかるが荘の跡地の利用問題でございますけれども、当該敷地につきましては、町道409号線を挟みまして、北側の敷地については市街化区域となっております。用途地域は、第1種中高層住居占用地域に指定されております。一方、南側の敷地につきましては、市街化調整区域となっております。北側及び南側のいずれの敷地も、第3種風致地区の指定がなされております。土地利用を行う事業主に対しましては、このような法令上の規制に基づきまして指導を行うことになってまいります。

○議長（中西和夫君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） 色んな規制がかかる風致地区でもあるということで、買う業者も何らかの考えを持っておられると思います。

それでは、現在の施設は老人ホームでございますが、もし、引き続きあそこの跡を老人ホームとしては利用することは出来るのか、あのままですね。そしてまた、観光旅館、宿泊施設なるものは可能かどうか、その点についてお聞かせください。

○議長（中西和夫君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） まず、老人ホームということでございます。現施設の継続、または既存施設の建て替えということで可能となります。

そして、観光旅館をとということでございますけれども、第1種中高層住居占用地域に指定されている北側の敷地におきましては、原則として旅館は用途上認められない建物となります。しかし、現在の建物が一部旅館としての機能を有している施設であるとなれば、新たな区域指定や法律改正によって、部分的に法令に不適合な状態となったということで、既存不的確建築物として、建築基準法上認められるかどうかの可否の判断をなされるということになってまいります。

また、南側の敷地につきましては、市街化調整区域となっておりますことから、計画が開発許可基準に適合する内容でございましたら、開発許可もしくは建築許可を得ることによって建築は可能となっております。ただ、旅館建築に関しましては、斑鳩町旅

館建築の規制に関する条例に基づきまして、町長の同意が必要ということでございます。

○議長（中西和夫君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） 結論的には、観光旅館としても出来るであろうと、また町の旅館建築の規制に関する条例が、町長の判断も最終的には必要であるということですが、町がこの譲渡を受ける意思がないということですので、色々と土地利用の可能性も考えられると思います。この場所は、竜田公園に隣接する高台となっていることから、景観的にも非常にすぐれたところでありますので、周囲の住民もこの跡地がどのように利用されるのか、景観を壊したりしないかと心配されております。今後、状況は注意して見ていきたいと思いますが、先ほどの町の答弁にもありましたように、用途地域や風致条例など規制もあるようですが、今年12月末閉館となりましたら、一般競争入札が予定されます。処分までの期間は短いと思われまますので、景観や生活環境に悪影響のないよう的確な指導をしていただきますようお願いすると共に、この件につきましてはまた委員会等でも検討して質問をさせていただきたいと思っております。

それでは、次の質問に移らさせていただきます。

現在、非常に頻発しております小学生の誘拐事件についてでございます。これの小学校の下校時の体制、これについてお尋ねいたしますが、昨年の奈良市の女児誘拐殺人事件、それから広島市の事件、さらに最近起こっております栃木県でのまだ未解決の殺人事件等が発生しております。これは、いずれも小学校の下校時に狙われているわけでございます。全部3件とも小学校1年生でございます。小学校1年生というのは、幼稚園、また保育所を出て、その時は父兄が送り迎えしてたわけですが、小学校になると、登校時は、上級生がついて4組ぐらいに分かれて20分間の間ぐらいで皆さんまとまって登校しておりますが、下校時になりますとやはり、みんなまとまっはいるんですが、登校時と違ってかなり長蛇の列で、仲間同士で話ながら帰っていったというのが斑鳩町でも現状だと思っております。

そういうことにつきまして、この下校時の体制につきまして、斑鳩町ではどのように今考えていらっしゃるか、今後またどのように考えるのか、お聞かせください。

○議長（中西和夫君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 大変、質問者もおっしゃっていただいているように、子どもたちの下校時での凶悪な事件というのが非常に多く、連続して発生をいたしております。昨年の奈良県の平群町でありました事件以来、学校等におきましては、その当時は集団

下校で、先生方が集合場所、登校の集合場所まで送っていらっしゃいました。現在は、学年下校としておまして、担任の先生が手分けしそれぞれ下校の子どもたちを見守っております。

その後、住民の皆さん方の色んなご協力をいただきまして、下校時間の見守りをいただいております。私たちの方からも、住民の皆さん方をお願いをいたしますのは、自分の行動範囲、出来る時間で見守ってほしい、こういうお願いをしまりました。例えば、買い物に行く時間を、4時、5時にする時には、やっぱり2時か3時ごろにしてほしいとか、あるいはジョギングの時間を下校時間に合わせてほしいとか、犬の散歩時間をその時間に合わせてほしいとか、そういったことをお願いをしまりました。また、老人クラブの方には、玄関に出て子どもたちの帰りを見守ってもらえたらというようなこともお願いをしまりました。そうしたことを今日までお願いを申し上げまして、今もまたそうした取り組みをしていただいている地域がたくさんございます。小地域福祉会での取り組み、あるいは老人クラブでその地域の子どもたちの見守り、あるいは学校が今も下校時間には巡回をしているところもございますし、そしてまた今年募集いたしました学校ボランティアの皆さん方、今5名していただいておりますが、そういう方々が下校時間を見守りをいただいで、子どもたちの安全確保に努めていただいでいるところでございます。

また、西和署管内で青色防犯灯の設置を呼びかけられまして、斑鳩町で2灯、2台の車が許可を受け、今16名、職員がその運転を出来る認定といたしますか、それを受けております。そして、そうした青色防犯灯の車を下校時間に合わせて今毎日校区内を巡回をさせていただいて、子どもたちの安全確保に努めているところでございます。今後もそうしたことを実施しながら、子どもの事故防止に努めていきたいというふうに考えております。また、住民の皆さん方の色んなご協力を得ながら、地域の子どもの見守りをしていきたいというふうに考えております。

○議長（中西和夫君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） この件に関しましては、毎日テレビ等でも報道されております。全国の小学校の問題となっております。文部科学省も力を入れて、学校安全基本法も策定していかなくちゃいけないだろうとも言われております。また、本人、父兄が安全マップを作成して、学校、PTA、地域の住民、父兄が、危険箇所、暗い通りほか通学通路の変更等も考えたその安全マップが、本人も自覚しながら通学するようということが今

各自治区で励行されております。最終的には、余り危険であればスクールバスもということも言われておりますが、私はぜひ本町も、安全マップということについてはご一考いただければなということでご提案申し上げます。今後とも子どもたちの安全確保に留意していただきますようお願いいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

道徳教育についてです。

小中学校の道徳教育。現在、小中学校における道徳教育の取り組みについて、また課外教育についての取り組みについて町の見解をお聞かせください。

○議長（中西和夫君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 道徳教育についてのご質問でございますが、ただいま三木議員も、子どもの安全についてのご質問をいただいているところでございますが、こうした最近の頻発に起こっております小中学生にかかわりました痛ましい事件、事故によりまして、小中学生の幼い命を奪われることがございます。また、加害者が成人ばかりでなしに、やはり児童生徒がかかわった事件が多く見られているところでございます。そうした中で、学校における道徳教育についてどうしているのかと、こういうご質問をいただいているというふうに理解をいたしております。

まず、現在の小中学校での道徳教育の取り組みの状況を報告させていただきますと、道徳は小学校1年生から中学校3年生までで、週1時間実施いたしております。そのほかにも、小学校の1、2年生では生活の時間、また小学校3年から中学校3年までは総合的な学習の時間等におきまして、道徳的な内容の学習をいたしております。そして、本年度から斑鳩町立学校では、小中連携の教育を以前から研究してきたわけでございますが、本年度からその中で小中連携をしながら学習を高めていこうと、こういうことで、小中連携教育の3つの大きな柱の1つとして、小学校1年生から中学校3年生までの9年間を一貫いたしまして、道徳を重視した生き方学習に取り組んでいるところでございます。

本年11月末までに、小中連携に関しまして学習いたしました生き方学習の内容を少し簡単にご報告申し上げますと、各小中学校の各学年におきまして、2時間から8時間の間で、本年度購入いたしました副読本「どうとく（道徳）」を教材にいたしまして学習をいたしております。例えば、高学年になりますと、具体的な夢を持つ児童がふえますので、5年生では「いつも全力で」という教材を使用いたしております。これは、イチロー選手の記録に臨む姿から、希望や夢を失わずに高い目標を立てて、そしてそれに

向けて最後まで全力を尽くすことの大切さを学んでいるところでございます。また、6年生の「白神山地」という教材でございますが、これは世界自然遺産に登録されるまでの地域の人々の涙ぐましい取り組みの姿を学習いたしまして、斑鳩町の法隆寺をはじめといたしました世界文化遺産や、あるいは自然、行事等郷土のよさを学びながら、より実践する学習につなげまして、郷土愛というものを育てていきたいというふうに考えているところでございます。

なお、これらの生き方学習や総合的な学習の道徳教材といたしましては、ほかに「このころのノート」、これは文部省がつくっているものでございます。そして、「なかま」等を活用しておりまして、また地域の人々の学校支援といたしましては、高齢者学級、あるいは4Hクラブ、各種ボランティアの方々のご協力をいただいております。さらに町内の各事業所や施設を訪問いたしました。また、中学校では職場体験の学習で多くの事業所の方々に受け入れていただいて、指導等に多大なご協力をいただいたところでございます。こういったご協力いただきました方々に、厚く御礼を申し上げたいと思っております。

なお、さらに、義務教育卒業後の道徳教育の取り組みについて多少申し上げておきたいと思いますが、高校生では、小中学校のように教科としての道徳の時間はございません。それは、専門性が重要視されていく中で、教科内容も細分化されてまいりまして、そして応用力を生かすことが強く求められていることにあるというように思っています。学習教材の例といたしましては、特別教育活動や総合的な学習等でございますが、さらに部活動等の積極的、自主的な活動を通しまして、道徳的な規範意識が醸成され確立されていくものというふうに考えておりまして、そうしたことに向けて努力をしていきたいというふうに考えております。

○議長（中西和夫君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） 今、道徳教育についてのお答えをいただきました。それに続きまして、知育・徳育・体育、こういう3つの教え、育があるわけですが、町のご見解ですと、それにつけ加えて最近では食育も重要であると。学校教育では、これら4つの育で均衡の取れた健全な教育を実施していくというふうに言われております。

この件に関しまして、最も要素の重要であるのは、知育・徳育・体育の中の徳育だというふうに思っております。先ほど質問いたしました頻発する小学校の事件の問題、これらも共通するのですが、この徳育についてですが、道徳教育というのは、戦前では修

身という教えがありまして、それは1945年の敗戦により、GHQの指導のもと、自由民主主義とアメリカより強要され、国民もそれをよしとしました。旧財閥は解体され、修身授業は道元の教えの儒教がもとになっているため、双方共にまた軍国主義に行くのを恐れ、GHQは根元からそれらをずたずたに切った経緯がございます。そして、昭和33年、終戦から13年たってから今の道德教育が始まったわけです。それでも、日本が脈々と育ててきた倫理力は、祖父母、父母から自然に教わってきた倫理教育ではなく、本（ブック）の上から教えられた道德教育であります。

私は、先日、11月27日、日曜日ですが、大坂城ホールにおいて、近畿地区実践倫理少年の集いに参加してまいりました。その講演の中で、京都大学大学院の工学部、中村行宏先生の話の中で、知育と徳育が教育の基本というテーマで講演されておりました。教育研究に携わる者として、これらの次代を担う学生は、倫理力を体得していくべきであると。宇宙工学も教えておりますが、世界に向けてこれからの日本は人材育成が第一であるとし、その人材は、知育、徳育を学び、特に徳育が第一であると説いております。生徒には、倫理力をつけるため徳育に力を入れるそうですが、倫理の本を紹介したり、倫理を学べる場所を紹介しているそうです。今後、高校、大学、そして社会に育っていく人たちに道德、倫理力を養っていくのが大きな課題だと思っております。利益、知欲を要求するため、色んな犯罪が起きております。今後は、文部科学省の指針にも留意しながら、日本の修身から流れる倫理力を深く追求していきたいと思っております。

それでは、12月議会の最後のご質問とさせていただきます。私は、この知育、徳育、そして倫理力というところについて、今後町としましても力を入れていただきたいというふうに思っております。それでは、町長に、この知育、徳育、倫理力について、町長のご見解をお聞かせください。

○議長（中西和夫君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 道德と倫理の意味的な違いにつきまして、倫理は、人として守り行うべき道、善悪、政略の判断において普遍的な基準になるもの。一方、道德は、人々が善悪をわきまえて正しい行為を成すために守り従わなければならない規範の総体。すなわち、普遍的な基準に対し、規範の総体の違いであると存じております。

現在の社会において、児童生徒や未成年者が引き起こす凶悪な犯罪が多発してしまし、倫理観の欠如した状態が多く見られます。そしてまた、述べられてますように、道德心の低下が顕著に見られるところでもあります。学校におきましては、倫理力、倫理観

を培うために、小中学校では、思いやりのある心、あるいは命を大切に作る心、あるいはくじけずに努力する心、これらすべてが道徳的価値であり、この価値を学習するのが道徳教育と考え取り組んでいるところでもあります。さらに、そのもとになります倫理につきましては、高校の公民で深く学習することになっております。

いずれにいたしましても、小中学校におきましては、さきのご質問で教育長が答えておりますように、家庭や地域社会の協力をいただきながら、子どもたちに事の善悪をわかきまえた正しい人間に育つよう、さらに次代を担う青少年に思いやり的心や豊かな人間性を育むために、社会全体で子どもを育てる環境づくりを推進したいと考えております。

○議長（中西和夫君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） ありがとうございます。道徳について最後質問させていただきました。町長のまたご答弁をいただきました。これをもちまして、私の12月議会の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（中西和夫君） 以上で、11番、三木議員の一般質問は終わりました。

続いて、9番、浦野議員の一般質問をお受けいたします。9番、浦野議員。

○9番（浦野圭司君） 議長のお許しを得ましたので、私の一般質問をさせていただきます。

4つございますが、まず最初に、住民参加型の行財政改革を目指しているが、行政は主体性を持ってやっているのか、また各種NPOとの連携はしないのかということです。

質問の趣旨を申し上げますと、行財政健全化住民代表者会議で、住民参加型の、また持続可能な行財政改革を目指しているが、この内容を見ていると、住民から委員を選出し、当局を交えて討議し、テーマ別に数値目標を設定し、今後の健全化に生かしていこうとしているようですが、どうも行政に主体性がないように思えてなりません。住民代表者会議の中間的討論内容が公表されましたが、まるでこれが決定事項のごとくとらえる住民さえあらわれているのが現状であります。

私は、斑鳩町の今後進むべき道しるべは、あくまでも行政が主体性を持ってガイドラインを作成し、持続可能な、かつ弾力性のあるまちづくり政策を住民に提供する前に、住民の意見も聞き入れるといった主体と客体をはっきりとすべきだと思います。その点についてどうお考えなのか。

それと、数々の住民参加型の委員会が現存します。これに加えてNPOとの連携も必要だと考えますが、どう考えておられるか、お聞かせください。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 昨年12月の7町合併に関する住民投票の反対多数という結果を尊重いたしまして、本町は単独町制の道を選択いたしております。本町において、これからも安定した行政サービスを維持していくためには、歳入歳出全般にわたる抜本的な見直しを行って、歳入規模に見合った財政構造への転換を図り、弾力的で安定した財政基盤を確立させることが最大の課題でございます。

そうしたことから、今後の財政運営の方向性と個別事業のあり方や改善方策、行政と住民の果たす役割のあり方などについて提言を行うことを目的といたしました財政健全化検討住民会議を今年の7月に設置し、提言内容について慎重にご審議をいただいております。

会議の検討内容でございますが、住民の視点及び民間経営的な観点に立ったご意見を各委員から出していただくために、会長、副会長を中心として会議を進めていただいております。またその取りまとめについてご尽力をいただいております。

ご意見をいただく中で、内部努力によって改善が図れるもの及び来年度予算から反映出来るものにつきましては、早急に対処していくために、今年の10月に中間報告をいただいたところでございます。これらにつきましては、住民会議の委員皆様から情報公開を積極的にしたいとのご意向もあり、その中間報告の内容について、広報及び町のホームページにて公開させていただいております。これらにより、住民の皆様のご意見をお聞きし、また議会にもご相談申し上げながら、来年度予算に反映出来るものについては積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

最終の提言につきましては、平成18年3月にいただける予定となっておりますので、その後行政が主体となって最終報告を尊重し、議会にもご説明、ご相談を申し上げながら、財政健全化計画を作成してまいりたいと考えております。

次に、NPO法人との連携についてでございますが、現在本町には3つのNPO法人がございます。また、法人格を持たないその他のボランティア団体も数多くありまして、積極的な活動をしていただいております。

第3次斑鳩町総合計画にも、計画実現のための基本方針といたしまして、住民と行政の協働によるまちづくりを掲げてございます。これらの団体はすべて、高齢者・障害者福祉、育児、環境、災害等の各分野において専門性を持って活動されておられることから、その個性を生かして連携し、複雑化する住民ニーズに対応してまいりたいと考えて

おるところでございます。

○議長（中西和夫君） 9番、浦野議員。

○9番（浦野圭司君） 行財政健全化住民代表者会議の中間的な討論内容報告では、テーマ別にまた目標数値が示されておりました。これがまさに、今の答弁でおっしゃられました住民の視点と民間経営的な観点に立った意見であったと、意見は尊重しております。私は、申し上げたいのは、行政はあくまでも主体性をもって財政基盤の確立に臨んでいただきたいということでございます。

それと、NPOとの関連でございますけれども、先ほど本町には今3つのNPO法人があるということで、そのNPOを紹介しますと、特定非営利活動法人こころの子育てインターネット関西、これが平成17年1月11日に設立されております。それと、特定非営利活動法人障害年金支援ネットワーク、これが平成15年12月25日に設立されております。それと、特定非営利活動法人21世紀・太子の都づくり推進協議会、これが平成15年6月10日に設立されております。

こういったNPOとの連携を申し上げる意味合いは、先ほどの民間経営的な観点ばかりではなく、NPOの性格上、弱者救済的なもの、あるいは人間本来の人間性を追求していくといったものが性格上よくあります。こういった団体と行政が連携していくことで、充実したまちづくりにつながるんじゃないかと確信しておるからであります。この点を考慮していただきまして、行財政健全化計画を主体的にやっていかれることを念じまして、次の質問に移らせていただきます。

2つ目は、先ほどの質問者と若干重複する点はお許しいただきまして、県観光課が、平成22年までに県内観光宿泊者倍増計画を発表しました。それを実現化しようとしています。斑鳩町との関係プレーは具体的にあるのかどうかという内容です。

詳細を説明いたしますと、県は平成22年、平城遷都1300年記念式典が行われるわけなんですけど、そこまでに県観光宿泊者を、現在、これは平成15年度の統計ですけども、年間330万人、それを500万人に増加出来るよう、また外国人観光客も現在の26万人から4倍の100万人にふやすべく、数々の戦略を具体化しようとしています。

その戦略を見てみますと、1つに宿坊や町屋民宿、あるいは農家民宿などの活用、2つ目に散策ウォーキングルートの設定などの健康や癒し系をテーマとした新しいプログラムの創出、3つ目に土産物の大賞の創出、4つ目に外国人受け入れ施設の拡充、5つ

目に奈良検定の実施、これはさきに京都検定というのが行われましたですけども、奈良に対するどれだけの知識をお持ちですかというふうな検定です。6つ目に景観法を活用した市町村の具体的な取り組みへの支援、これらを掲げています。また、来年度はこれへの予算も具体的に設定し、目標を実現化していくとしています。

斑鳩町も、世界的文化遺産が点在する県内有数の代表するまちでありますので、県から具体的な協力要請はあったのですか。また、あったのであればどのような内容ですか。そして、それへの取り組みはどうお考えなのか、お聞かせください。

○議長（中西和夫君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） 奈良県が本年度に策定をいたしました21世紀の観光戦略の中で、宿泊観光の推進、外国人観光客の誘致を戦略として、議員が説明をしていただきましたとおり、具体的に数値目標を挙げてございます。この21世紀の観光戦略の策定に際しましては、昨年度より奈良県により検討され、本年度5月の21世紀の観光戦略市町村連絡会議の中で報告を受けたところでございます。具体的な協力要請等はまだまだございませんが、法隆寺という世界文化遺産があるまちでございますので、国際観光を目指した施策が求められるものと考えております。

このことから、斑鳩町では、平成15年度に策定をいたしました観光・商業まちづくり構想に基づきまして、世界文化遺産である法隆寺をはじめ、豊かな歴史文化遺産がある斑鳩の里を観光資源として振興を図る施策を進めるため、現在、観光及び商工の関係者と共に話し合いを進めているところでございます。

また、外国人観光客誘致に対しまして実施している具体的な取り組みといたしましては、国において実施されておりますビジット・ジャパン・キャンペーン事業とも連携をいたしまして、効率的、効果的な事業展開を図るため、奈良市、姫路市、吉野町、斑鳩町が会員となっております木造の世界遺産市町村連絡協議会、また海外における奈良の知名度を高め、奈良への誘致を促進するための事業を行う、奈良県が中心となって設立をされております奈良インバウンド促進協議会に積極的に参加をすることによりまして、世界に情報発信を行うと共に、積極的な誘致活動を実施しているところでございます。

また、受け入れ態勢として、新しいJR法隆寺駅に観光案内所を設置すると共に、4カ国語の表示によりますサインの整備についても計画をしているところでございます。

○議長（中西和夫君） 9番、浦野議員。

○9番（浦野圭司君） 県がかなり具体的に、また数値目標を出している割には、各市町村に対して、各市町村の特徴を生かした協力要請が具体的にされていないということは、非常に残念に思います。県もアドバランを上げるだけでは計画倒れになると思いますし、当町も本年5月以降具体的な要請がなければ、それを県に聞くぐらいのことはしてほしいと思います。

私は、当町はやはり観光事業の振興が重要なポイントであると考えておりまして、これへの関係者との協議を重ねていく中で当町が発展していくものと確信しております。町全体が観光客をもてなす気持ちを持ってこれに取り組むこと、また行政はこれへの労力を惜しまない。それどころか、新しい発想で勇気を持って対策を講じていただくことを切望いたしまして、次の質問に入らせていただきます。

3つ目は、少子化対策を真剣に取り組んでおられますかということです。

日本の人口は、2005年、あるいは2006年をピークに減少していくと言われていきます。また、年齢別人口構成は、いわゆる少子化社会へまっしぐらに進んでいます。この影響で、国、地方の行財政の危機感が昨今頻繁に騒がれております。医学の発展や健康増進の推進によって、高齢化社会はより顕著になるとしましても、少子化傾向への緩和は、地方行政でのある程度の努力次第で緩和出来るものと思います。また、これの成功例もあると聞きます。

特殊出生率、これは1人の女性が生涯に生む子どもの数の平均の数ですけども、これが全国でも、東京都、京都府に次いで奈良県が3番目に低い県であります。子どもを生まない理由の中で一番多いのは、子育てや教育にお金がかかり過ぎるという理由があります。また、子育て期に当たる30歳から39歳までの女性が働いている割合が高い県ほど出生率が多い傾向にあります。一方、出生率の高い県は、子育てサポートをする行政や社会の仕組みが色々と完備しているという結果もあります。町民の意識改革も必要ではありますが、住民の意思や希望を取り入れながら、細部にわたって数値目標を定め、少子化傾向を少しでも緩和し、女性が子どもを産んで育てやすい環境づくりが急がれていると考えますが、どう取り組まれておりますか、聞かせてください。

○議長（中西和夫君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 今、質問者も言われてますように、平成16年の全国の合計特殊出生率というのは、1.29ということでございます。奈良県では1.16で、全国で3番目に低い出生率という形になっております。当町では1.18という状況で、

少子化につきましては今後も進行していくということを予想をしているところでございます。

少子化の進行につきましては、年金問題をはじめ社会経済に深刻な影響も与えますことから、少子化の流れを変えるため、国、地方公共団体、企業が一体となって取り組みが求められているところでございます。

このことから、平成15年の7月に次世代育成支援対策推進法が制定をされました。すべての市町村、都道府県、従業員301人以上の企業に対しまして、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ育成される環境の整備を図るための目標、内容、そして実施時期等を定めた行動計画の策定が義務づけられたところでございます。当町におきましても、住民、事業所、行政が一体となって子育てを支援し、家庭や地域が子育てに夢を持ち、当町の未来を担う子どもたちが豊かな歴史文化や美しい自然を背景に、心豊かに明るく健やかに育つまちづくりを目指して、平成17年度から平成21年度までの5年間で前期計画といたします斑鳩町次世代育成支援行動計画の策定を行ったところでございます。

この行動計画の内容につきましては、質問者もご承知をいただいておりますように、「親と子の笑顔きらめく子育て応援のまちづくり」を目指して、住民誰もが地域の子育てに参加するまちづくりを推進をしているところでございます。

ご指摘にもありましたように、出生率の減少の理由といたしましては、子どもの教育にお金がかかるとか、経済的に余裕がないからとか、育児によりまして精神的にも肉体的にも負担がかかるというように考える人が多いということも統計調査からもわかっているところでございます。また、結婚についての多様な形態、価値観が生まれ広まりつつあることによりまして、未婚・晩婚化の進行が少子化の背景と見るという意見も多くあるところでございます。このように少子化には複雑な要因があると思われまして、その要因をこれであると特定をするということは難しいところでございます。

こうした中での少子化対策の具体策といたしましては、特に少子化の最大の要因であります非婚化、晩婚化への対策といたしまして、次代を担う子どもたちが、結婚や家庭生活、また子育てに関します正しい意識を持てるように、生涯学習活動支援や学校教育の充実に努めるほかに、異年齢児交流事業といたしまして、乳幼児とふれあう機会の少ない次代の親となります中高生等が、子どもを産み育てることの意義を理解して、子どもや家庭の大切さを理解することが出来るように、保育園等での体験学習といたしま

して乳幼児にふれあう機会の充実にも取り組んでいるところでございます。

また、若年未婚者が現在未婚でいる理由といたしましては、結婚したい相手にめぐり合わないからとする若者が多いということから、奈良県で、結婚の意思はあるけれども理想の結婚相手にめぐり合わないという独身男女を対象に、交流の場とか出会いの場等を提供をする「なら結婚応援団」というものも立ち上げられております。これらで、ストップ少子化運動にも現在県としても取り組んでおられるところでございます。

さらに、子育てを親だけに任せるのではなく、地域全体が子育てに協力していく取り組みも重要でありますことから、家族が病院へ通院をされる時や子ども同伴での外出が難しい時、保育園の利用時間外などにはお子さんをお預かりをいたします託児サービスというものを、町が平成14年度から16年度にかけて養成をいたしました子育てサポーター、この講習を終了されました47人の方で構成をされております子育てサポートクラブ「ゆりかご」によって、本年の6月から、子育て中の保護者が安心して子育て出来るように支援をされているところでございます。町といたしましても、子育てサポートクラブを支援をさせていただきながら、その利用促進を図っていききたいと、このようにも考えております。

今後、地域住民、事業所、行政がお互いに連携、協力し合い、地域が一体となりまして子育ての支援を行い、町の出生率が少しでも向上するような計画でもって進めてまいりたいと、このように考えているところでございます。

○議長（中西和夫君） 9番、浦野議員。

○9番（浦野圭司君） 斑鳩町次世代育成支援行動計画という、こういう冊子もつくられて、また数値目標を49項目にわたりまして、平成15年から平成21年までの目標数値を定められてやっていただいているということはよくわかっております。例えば、目標数値の中で、家庭教育推進事業としまして、平成15年は推進事業に参加人数が110人でありましたけども、平成21年には150人にふやしていこうと。あるいは、DV対策、ドメスティック・バイオレンス対策としまして、平成15年は月2回開催だったけども、平成21年には週1回、月4回程度開催していこうとか、また男女共同参画意識の啓発としまして、平成15年は参加人数は18人であったけども、平成21年にはそれを倍、30人近い人数にしたいと、色々と、あと母子手帳の交付が平成15年には80%の交付率であるのを平成21年には100%の交付率、また妊婦の健康診査の受診率が、これも平成15年は95%であるが平成21年には100%といったことで、

色んな数値目標を掲げていただいているなというのはよくわかるんですけども、私も年ごろの娘を持つ親としまして日ごろよく会話しますと、1人の子どもを産むことによって非常に経済的に圧迫される。また、労力がかかるといいますか、ますますその辺か顕著になってきておる。だから、子どもを産むのは、欲しいけどどうも負担がかかるというようなことを聞かされておるわけなんです。斑鳩町から出て豊中に住んでおりますけども、豊中でも同じようなことを言っております。

やはり、まちの活性化を考える中で、若い世帯が結婚して、無事子どもをやはり2人以上出産するということをまちがこぞって何らかの方策を真剣に取り組んでいかないと、斑鳩町は衰退すると私は思います。やはり、財源的なものもありますが、よく企業でも平均年齢とか、我々の議員の中でも平均年齢とかいう言葉がよくありますけども、若い方がふえるということは非常にまちが活性しているなということを痛感しておりますので、こういった数値目標をより近づけていっていただきたい、目標に近づけていっていただくことを切望したいなと思います。それで、若い方の子育てに対する来年度、再来年度の実行率といえますか、数値目標により近づいているかどうかの統計も十分とっていただきまして、お願いしたいなと思います。

奈良県でもこういった冊子、「結婚わくわく、子どもすくすく」といったことをやられてまして、結婚の機会がどうもこのごろ若い方にないというようなことで、素敵なめぐり合いというようなことで、色んな計画もされております。斑鳩町もどんどんこういったことも取り組んでいっていただきたいなと思います。

最後の質問に入ります。財政健全化の対策として、現在行われているイベント（催し物）の中で削減出来るものはないかということです。

現在行われているイベントに、「難読サミット」と「斑鳩の里ふるさと秋まつり」があります。難読サミットでは、全国の地名の中で読みづらい地名の町村がお互いに交流することで、お互いの親睦を深め、またマスコミで取り上げられることで斑鳩を売り込む効果を期待したものと思われまます。が、余り効果はないように思います。

次に、ふるさと秋まつりでは、町内に点在する太鼓台や子どもみこし、また各種団体の協力のもと住民が一拠点に集合しイベントを行っていますが、元来秋祭りとは、各地元での伝統ある行事を引き継いで行うものであり、また各地元固有の理念で民衆が携わるものであると思います。何を求めてこの個々を参集させてイベントを行おうとされているのか、意味がどうもわかりません。

ここで、意義のあるサミットを1つご紹介いたします。それは、今年の10月2日に、全国温泉地が数々ある中、温泉かけ流し宣言を行った3つのお湯が十津川村に集合しまして、温泉かけ流し温泉サミットを開催いたしました。ここでは、本物の温泉の実現や温泉文化の発展の共同宣言を行い、温泉地の信頼を高めたり、温泉を楽しむアイデア等をシンポジウムで発表されました。さきに温泉のかけ流しの偽造がありましたので、温泉地がどうも不信感で世の中いっばいでもございましたので、それを逆手にとってシンポジウムをされたと、こういうことでございます。

この宣言をしました3湯は、十津川温泉郷、それと北海道の弟子屈町の川湯温泉、新潟県の妙高市の関温泉です。シンポジウムには、別府温泉と岡山県の湯原温泉が実例を発表しました。別府温泉は、法律で義務づけられました表示項目以外に、温泉の分析や利用による感覚の評価等を加え、独自の温泉カルテで利用者の信頼を得ているという発表でした。また、湯原温泉では、楽しく入浴する方法等温泉指南役制度をつくっています。十津川村村長は、非常に学ぶべきことがたくさん聞いて意味深いサミットであった。これを契機に村が官民連携して発展していきたいと締めくくっております。また、これを各マスコミが取り上げまして、全国に発信されました。

イベントを企画し開催しようとする時、その意義を十分検討して対費用効果を考えることは、言うまでもなく重要なことでもあります。また、現在行っているイベントが、時代の流れと共に削減出来るものは削減していくということも大事と考えます。この点についてどうお考えなのか、お聞かせください。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） まず、ご質問の本町で実施いたしました2つのイベントにつきましてその見解を述べさせていただきますと思います。

まず、「全国難読町村サミット」につきましては、難読と言われる町村名を持つ自治体が一堂に会し、それぞれの歴史、文化、特産品、観光資源など、各自治体が持つ特性を最大限に活用しながら豊かなまちづくりを進める方策を探ると共に、また行政が抱える課題について意見を交換し、自治体同士の交流及び連携を推進することを目的として、過去6回全国各地で開催されておるものでございます。

ご承知のように、昨年度は斑鳩町において開催いたしましたが、このサミットを通じまして、本町の住民の皆様と共に、地域固有の歴史、地域の特性をあらわす個性的な名称の価値を見つめ直すことが出来、また各新聞紙等によりまして、全国に向けて難読町

村ネットワークのPRが出来たことは、大変意義深いものであったと考えております。

次に、「斑鳩の里ふるさと秋まつり」についてでございますが、斑鳩の里で歴史的に培われてきた秋祭りの太鼓台を、町外の多くの方々に知っていただくことを目的として開催いたしております。また、町内の方々に対しましては、失われつつある人と人とのつながりを育み、住民自ら参加し、楽しむ機会を提供することによりまして、斑鳩の里に共感と愛着を持ち、誰もが暮らし続けたいとの思いを築くことが出来、歴史、町並み風景を次世代にふるさととして伝えていくことを目的としているものでございます。多くの方々が参加、観覧されており、町内外に強くアピール出来ているものであると考えております。

次に、ご質問のイベントの削減についてでございますが、現在本町で行っている各種イベントを整理するため、平成17年度に開催する27のイベントすべてを対象といたしまして調査を実施しているところでございます。

イベントは、政策の目的を達成するための手段であって、イベント自体が目的ではなく、何を成果として残すかを十分考える必要がございます。また、イベントを単に縮減、廃止させるのではなく、住民や参加者の視点に立って、抜本的に仕事のやり方、業務の手順や方法を思い切って見直し、一つ一つのイベントの効果を高めることも重要でございます。

そのために、この調査では、各イベントの対象、目的、手法を明確にして、イベントをマンネリ化、形骸化させないために、イベントの点検及び今後の展開を各担当課で検討することといたしております。

今年10月の斑鳩町財政健全化検討住民会議の中間報告においても、イベントの統廃合等による見直しによって、イベントの総事業費を30%削減させるようご提言をいただいたところでございます。そうしたこともあり、さきに申し上げたように、現在イベントの整理調査を実施しており、その調査における内容を踏まえまして、統廃合を含めた各種イベントのあり方を再検討することといたしております。そうした中で平成18年度予算編成から、見直しを可能なものについては早急に取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（中西和夫君） 9番、浦野議員。

○9番（浦野圭司君） 秋祭り、iセンターに集合ということでいつもふるさと秋まつりされているんですけども、私も実は二十歳のころから太鼓台に携わっております一員と

しまして、あれ土曜日の午前中に集合するとなれば、金曜日の夜に太鼓台を組み立てるわけなんです。太鼓台を組み立てるのに、約3時間から4時間かかります。親鉾をまず太鼓台に結びつけまして、それから担ぐ棒をくくるわけなんですけど、また提灯をつるしたり幕を張ったりということで、非常に多岐にわたる作業があります。なれば、金曜日の夕方5時に龍田神社に集合しまして、それで組み立てを終わりましたらもう9時、10時になるわけなんです。したがって、金曜日の5時から土曜日秋まつりに参集して、また日曜日に本家本元の地元での祭り、これは担ぎ上げがほとんどになってきます。日曜日疲れ切りまして、月曜日が祝日になりますから、月曜日に片づけをする。4日間にわたって作業員は作業をしております。青年団長も、もうなるの嫌やと。僕はここまで責任持ってようしませんというふうなことまで地元では出てきているわけなんです。そういうことは、行政の方わかっていただいているのかわかっていただけないのか、この場をおかりしましてちょっと紹介しておきますので、それも含めましてまたイベントのことを考えていただきたいなと思うわけなんです。

私は、イベントの削減をただ単に申し上げておるのではなく、今あるイベントをベストとは考えずに常に見直していく姿勢が必要であると言いたいのです。また、財政健全化、スリム化の中で、これを構築していただく時に必要な観点は、最小の経費で最大の効果を生むものを考えていかないといけないと思います。住民の中には色んな発想が埋もれているように思います。これをうまく活用出来るよう常に民間に目を向け、耳を傾けてよりよいものを策定していただくことを念じまして、私の質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 以上で、9番、浦野議員の一般質問は終わりました。

午前10時50分まで休憩いたします。

（午前10時34分 休憩）

（午前10時50分 再開）

○議長（中西和夫君） 再開いたします。

次に、7番、小野議員の一般質問をお受けいたします。7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） それでは、議長の許可を得ましたので、通告の順に従いまして質問していきます。

町長選挙後の施政方針についてとの質問ですが、今回の施政方針は、11月29日の臨時会で表明されました。そこで、なぜ選挙後の定例議会であるこの12月議会まで待

てなかったのか、まずその経緯をお示してください。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 斑鳩町議会運営の実務の中の先例と慣例の中では、施政方針につきましては、3月定例議会及び町長選挙後の最初に招集される議会にて述べるのが例とされておることから、我々といたしましては、通常は3月の定例議会ということで具体的に時期が明記されておるものの、選挙後の議会につきましては、その所信表明については、選挙後の最初に招集される議会となっておること、すなわち直近の議会であることから、定例会、臨時会にこだわらず、間近な議会であります11月29日に開会されました臨時会において行ったものでございます。そういったことでよろしくご理解のほどお願い申し上げます。

○議長（中西和夫君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） この件につきましては、11月30日の議会運営委員会でも議論をしております。確かに今部長がおっしゃるとおり、議会運営の実務、先例と慣例にも、施政方針として、3月定例議会及び町長選挙後最初に招集される議会においては、議会においてはと書いてある。それを提案理由説明の冒頭、施政方針を述べるのが例である。しかも、施政方針は印刷物にして配付する、このように定められております。

一方、臨時会では、原則として一般質問は行われず、こういうことがあります。といますのは、そのことから、この先例と慣例に書かれてある議会というものについては、その前段の3月定例議会、定例議会がそのまま、定例議会ということをやわざわざ断っていないんです。臨時会というものが、執行部からの色々な話もありまして、目的を持って開くのが臨時会ということで、それらのことをしっかりと考えておられたら、今の総務部長が考えておられることは、はなからわかると思います、私たちには。

議会の方も、この時に、施政表明というんですか、施政方針を出されるかどうかということは一議員としてはわかっておりませんし、また議会運営のメンバーとしてもわかっておりませんでした。いきなり告示の時にそれが出されておることについては、私は執行部にも苦言を申し上げたい。これは、今回この臨時会に施政方針を提出されたということは、議会というそのものへの認識に一種の甘さがあったのではないかと、まず申し上げておきます。

それでは、前回町長選挙後の施政方針、すなわち平成13年12月定例議会に提出された施政方針との改善点をお示してください。

○議長（中西和夫君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 私は、就任以来、町政を担当させていただくに当たっては、一貫して「住民が主役の、住んでよかったと喜ばれるまちづくり」の推進のための政策に取り組んでまいりました。

ただ、4年前と比較いたしますと、国の構造改革や地方分権の推進がより一層顕著になり、指定管理者制度や外部委託制度の導入など、地方自治体のあり方も根底から変わろうとしています。また、当町においては、合併についての住民投票の結果を踏まえ、単独町制を選択したことにより、何にもまして財政健全化、行財政改革を強力に推進していかなければなりません。

しかしながら、そのような状況にあっても、自治体経営としましては、独自の戦略を描き、自立的、創造的なまちづくりに向けた高い経営能力を身につけ、今まで以上に個性豊かで魅力あるまちづくりを進めていかなければならないものと考えております。

こうしたことを念頭に、私は職員と一体となって取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） 先ほど申し上げました平成13年12月定例議会の一般質問では、9名の質問者のうち7名が、それぞれの視点、観点から施政方針について質問をしております。この時の議論を踏まえて、その後の4年間、小城町長はそのことを常に念頭に置き町政を進めてこられ、その積み重ねとして今回の施政方針があると私は思っております。その点、もっと明確な改善点をお示し願えるものと期待しておったのですが、また大変失礼ですが、私の質問の意義を的確に受け止められていないのではと、そういう疑問も感じております。

昨日の木田議員が、一般質問への認識、対応について大変強調されておったようにも私は思っておりますが、私もここで1点確認したいのですが、定例会の初日、町長の提案説明直後の私の質問、町長、どのような質問であって、どのように町長は答弁され、そしてそれをどのようにこの議場で結論づけられてどのように考えておられるのか。通告はしていません。だけど、関連して、施政方針と同じことなんですので、このことについてもう一度答えてください。

○議長（中西和夫君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 小野議員からご質問いただいた件につきましては、括弧の関係、

その1とかその2とかいう関係等について削除したということをございますけども、この関係等については、やっぱりしかるべき読み上げることが当然であろうと思いますし、またそういうことも踏まえて今後色々ご相談を申し上げながら、括弧の関係等については整理をしていきたいと思っております。

○議長（中西和夫君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） 私はね、括弧の中をとったとらないというんじゃないで、その言葉をなぜその時に省かれたのですかという私は質問をしたんです。そしたら、町長、誰かがそのことを読まなくてもいいと、そのように言ったからそうした、以前からそうした、そういうような答弁です。私はあきれてるんです。その時にもう一度申し上げた。会議録どうするんだ。そしたら、議長がそこで、会議録については精査します。だからね、私が質問したことに対して町長は的確に反応してないんです。当然でしょう。議案番号、議案の番号の中で固有名詞の一つだ、第何号というのは。しかも、そのことを誰かが言って、誰かが読まなくてもいいという、だから私はしなかった。まして、今まで読んでない。そんなことないです。今まで読んでおられた。それを何か、これは要らないんだと判断されたんだしたら、そしたらその判断された内容を言ってください。私はそれだけのことなんです。突然こういう質問をしていく方がいいのか悪いのか、これはやっぱりルールにもないことですので、これ以上は言いません。ただ、みんなの前であのことについては、町長ははっきりと説明することが必要だと、私は思います。

そういうこともありますので、次に通告しております町政を進めるに当たっての3つの基本姿勢と6つの柱の関連、このことについてもお聞きしたいと思いますが、的確な回答は期待できませんので、この項目についてはあえて省略します。

それでは、その3番目の持続可能な財政構造への転換に向けての財政健全化計画をお示しください。

○議長（中西和夫君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 本町では、昭和61年3月の斑鳩町行政改革大綱第1次から、平成8年5月の第2次大綱、平成14年12月の第3次大綱まで、数次にわたって行政改革を実施し、一定の成果を上げてまいりました。しかしながら、少子高齢化や昨今の景気の低迷、三位一体の改革などの地方財政制度が大きく変わろうとしている中であって、本町財政は非常に厳しい局面を迎えつつあり、歳入規模に見合った財政構造への転換を図り、弾力的で安定した財政基盤の確立が最大の課題となっております。

財政の健全化に向けては、財政健全化検討住民会議の中間報告の中では、「平成27年度の経常収支比率を90%までに抑制する」内容の提言をいただいております。これを基本として、基金の取り崩しをすることなく年度予算が編成出来る持続可能な財政体質の確立を目標に財政の健全化に取り組んでまいりたいと考えております。

持続可能な財政構造への転換を図るための中長期的な財政運営の方針につきましては、財政健全化検討住民会議の最終報告を踏まえ、財政健全化計画を策定してまいりたいと考えておりますが、無駄を省き、経費の削減を図るのみでなく、健全財政を確立するには、安定的な歳入の確保が必要であります。このためにも、歳入の根幹である町税の確保に努めると共に、施設の使用料や役務の対価である手数料など特定の人だけしか受けないサービスについて、相応、公平な受益者負担を実現するなど、行財政のあらゆる分野において総点検を行い、最小の経費で最大の効果を上げることを念頭に置いて、将来に耐え得る財政構造への変革を目指した計画を策定してまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） 安定的な歳入の確保としての施設の使用料や役務の対価である手数料の引き上げには限度があります。まして、持続可能という意味では、税収の増を図っていくことも必要であると私は考えますが、それらについての見解をお示してください。

○議長（中西和夫君） 小城町長。

○町長（小城利重君） ご質問者もおっしゃっておりますとおり、使用料、手数料の設定につきましては、利用する方と利用しない方の均衡を考慮し、行政としての関与の必要性を明確にし、負担の公平性を確保しなければなりません。また、サービス提供を行う行政におきましても、効率的な施設運営や事務推進による利用者負担の軽減を図っていかねばなりません。

さらに、健全財政を確立していくためには、安定的な歳入の確保が必要であり、その中において、財政運営の基盤となる町税収入の確保は最も重要であると認識しているところであります。

このためにも、まずは町税の滞納繰越分の徴収強化などにより、滞納繰越額を縮減する一方、新たな滞納の発生防止に努めると共に、現行の地方税法等の制度内において、収入増が見込めるものがあるのかどうかについて研究を行い、町税の確保を図ってまいりたいと考えております。

また、財政健全化検討住民会議におかれましても、収入増を積極的に図るための法定

外税についてご検討をいただくことになっており、法定外税の創設については非常に難しいところではありますが、住民会議とご一緒に研究、検討をしてみたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） 滞納繰越額の縮減、それから法定外税の創設等の研究、検討、これらは当然必要ですが、私は今こそ経国済民、経済の基本をしっかりと理解してもらって、税収の増を図るための自治体経営の独自の戦略、先ほど町長が答弁で述べておられます。これが独自の戦略なんです。それを描いてもらいたい。だから、先ほど、当初にも苦言を申し上げましたが、今までと同じような美辞麗句ばかりを並べただけの施政方針では、6期目の出発として不適當で不安であること、改めて申し上げ、町長選挙後の施政方針についての質問を終わり、次の指定管理者制度についての質問に移ります。

その1として、制度運用に向けて、平成15年9月からの町としての研究、検討された経緯と今後のスケジュールをお示してください。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 制度運用に向けて、平成15年9月から町としての研究検討の経緯と今後のスケジュールについてのご質問でございます。

平成15年9月に地方自治法の一部を改正する法律が施行され、公の施設の管理について、従来の管理委託制度が廃止され、それにかわるものとして指定管理者制度が導入されております。

指定管理者制度につきましては、公の施設の管理の受託主体を法律上制限することとせず、民間事業者等の経営ノウハウを活用しながら適正な施設管理を確保し、住民サービスの質の向上及び経費の節減を図ることを目的としておるものでございます。

本制度に関する本町の取り組みでございます。平成17年8月に、指定管理者制度導入に関する町施設の実態調査を実施いたしまして、10月に、指定の手續、導入のスケジュール等を定めた指定管理者制度運用方針、指定管理者の選定手續等の基準を定めた指定管理者制度の運用に関する要綱を策定いたしたところでございます。

今後のスケジュールといたしましては、まず平成18年度に指定管理者制度を導入する施設といたしまして、斑鳩町文化振興センター、斑鳩の里観光案内所、斑鳩町観光自動車駐車場の3施設を考えております。これらの施設につきましては、現在管理委託制度を導入している施設でございまして、平成18年9月にこの制度の経過措置が切れま

すことから、指定管理者の選定を公募によらず、現委託団体のままで指定管理者制度に移行したいと考えております。

指定管理者制度を導入するにつきましては、地方自治法に規定されておりますように、条例の制定が必要でございます。そうしたことから、本12月議会の定例会において、これらの3施設にかかります設置条例の一部改正を提案させていただいているところでございます。

この条例改正の議決をいただきましたら、指定管理者の候補者の選定手続を行い、3月議会定例会において、指定管理者に対し数年度にわたり管理のための経費を支出するための予算に係る債務負担行為の設定、指定管理者の指定の議案を上程させていただく予定といたしております。

そうしたことで、議案を議決していただきましたならば、従来の契約書に当たる協定書を指定管理者と締結いたしまして、平成18年4月から指定された期間中、指定管理者による施設の管理を行っていただくということになるわけでございます。

○議長（中西和夫君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） 3カ年の経過措置期間、そのうち丸2カ年が経過してからの実態調査の実施、そしてその制度を導入するために必要な、今の答弁にありましたが、一部条例改正案を提案されたこの12月議会で初めて、指定管理者制度運用方針と指定管理者制度の運用に関する要綱を担当常任委員会に提示されておられると思うんですけど、このようにぎりぎりになってから議会に説明して議決を求めていくやり方について、私は議員の1人として、何か今まで以上に不信感というんですか、持っておるんですよ。だから、私はこの通告の中で、15年9月から今までどうしてきたんですかとお聞きしておるんです。制度導入まで3カ年が必要だと、そのように法改正されたんだと思うんです。その2年間は何もまずしてなかったと理解していいと思うんですが、そしてなし崩しに議決を得るため、今、議決機関、議会に提案された、このように認識せざるを得ないんですが、この点についてはそれでよろしいんですかね。

それと、観光自動車駐車場の管理の委託団体は、以前シルバー人材センターだったように認識しておりますが、今はiセンターと同じく斑鳩町観光協会となっているようにもお聞きしているのですが、どのような管理委託になっているのか、お示ししたいと思います。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 今回のこの指定管理者制度の導入について、対議会につきまして色々ご相談申し上げる時期につきましては、適当でなかったか、我々としては反省するものがあると思います。これまでは、やはり担当部署の中で色々検討した経緯がございますけども、それはあくまでも内部のことでございます、外部といいますか、議会の方にはしてこなかったということについては、反省しなきゃならん点は十分我々としては感じております。そういったことで、よろしくご了承お願い申し上げたいと思います。

それと、斑鳩町観光協会の法隆寺 i センター及び駐車場の管理の形態についてでございますが、法隆寺 i センターの管理形態の経緯につきましては、建設を行った県より借り受けた平成 8 年 9 月より斑鳩町観光協会に管理運営委託を行い、現在に至っておるものでございます。

また、斑鳩町観光自動車駐車場の管理形態の経緯でございますが、駐車場開設から斑鳩町職員により直営で管理をしておりましたが、平成 3 年度より民間会社に管理委託を行い、その後平成 7 年 4 月 1 日から斑鳩町観光協会に管理を委託しているものでございます。

○議長（中西和夫君） 7 番、小野議員。

○7 番（小野隆雄君） 以前、駐車場の管理施設というんですかね、あるもので、確かに私はシルバー人材センターの方からその改善の要望をいただきまして、担当の当時の総務部長だったんですかね、色々現地へも行って状況を見てもらって改善していただいた、そのような記憶がある。だから、今、総務部長は、シルバー人材センターへは委託されてた形跡がないということなんですが、ということは観光協会からシルバー人材センターへ再委託というんですか、お願いされてたようなことがあるのかどうか。わかる範囲で結構ですので、お答え願えますか。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 平成 7 年 4 月から、先ほど申し上げましたように斑鳩町観光協会に管理委託をしております。そうした中で、そういった現場でいわゆる整理に当たられる方につきましては、観光協会がシルバーにそういった人材の派遣をお願いされている、そういった経緯でございます。

○議長（中西和夫君） 7 番、小野議員。

○7 番（小野隆雄君） だからこそ、ああいう管理施設というんですか、駐車場を管理し

ていく上で、その方が、観光協会の中のiセンターでそういう最終の集計をとられたらどうですかというてもなかなか出来ないんやというような話で、全くそれやったら話がおかしいなあ、私は思うんです、率直に申し上げて。だから、観光協会からシルバー人材センターの方へそういう業務委託をされてるんだったら、当然その業務委託の範囲内で、最終の集計をとるのに、冬場だったら電気も何もないところでとらざるを得ないのでどうかしてくれというような要望があったんです。まさしくそれやったらおかしいな、私は思います。斑鳩町観光協会については後の質問でも触れますが、今のこの時点で、指定管理者として、観光協会は今の現状のままでは少し不安がある、そのことを申し上げまして、次の質問として、財政健全化検討住民会議の中間報告内容と、今回の制度導入との関連をお示してください。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 本年10月にご提言をいただきました財政健全化検討住民会議の中間報告では、老人憩の家、ふれあい交流センター、体育館等の指定管理者制度の導入と、その改善額、平成27年度目標800万円を掲げられておられます。

先ほどの答弁で申し上げましたように、3施設につきましては、管理委託制度から指定管理者制度への移行であったのに対しまして、これらの施設につきましては、直営から指定管理者制度導入となり、その指定管理者の選定手続は、原則公募によるものとなります。当然、民間業者の参入が見込まれ、複数の候補者があれば競争原理も働くことから、経費の削減も図られる可能性は高くなりますが、指定管理者が経費の削減に重点を置き過ぎますと、施設のサービスが低下するおそれもあると考えられます。

そのため、中間報告書の中でも、制度導入に当たっては、対象事業、役割、維持管理経費など具体的な課題について検討した上で、さらにサービス及び福祉向上といった大きな視点から推進すべきであると触れられております。

このことから、現在直営である施設については、他市町村の類似施設の状況も見ながら研究検討し、制度導入の可否の結論を導き出したいと考えております。その中で、導入することが望ましい施設においては、積極的に指定管理者制度を導入してまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） 11月の町の広報の中に中間報告の記事が載っております。それには、提言項目と改善効果額というんですか、それしか掲載されておらず、この数字だ

けが一人歩きしてる。今の部長の答弁では、この記事を読まれた場合、老人憩の家、ふれあい交流センター、体育館等の指定管理者制度への導入ということで載っておりまして、今の答弁を解釈すれば、色々まだまだ検討する余地があるということで、中には直営のままの方が、やはり経費とか住民へのサービスとか考えていけば、このままで指定管理者制度を導入しないこともあるというように解釈出来るんですが、このようにこの中間報告書には、個々の項目の考え方や掲げるに至った経緯、留意事項も書かれているにもかかわらず、それらが省略されて広報に掲載された。このため、住民の皆様にも色んな項目において誤解を与えておると思うんですが、これらのことについてどのように考えておられるのか、お示してください。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） ご質問の財政健全化検討住民会議の中間報告につきましての広報記事についてのご質問でございます。

これにつきましては、財政健全化検討住民会議の委員の皆様は、住民会議というその性格から、住民の関心を高めることを目的に、会議の内容についての積極的な情報公開を強く望まれておりました。そのため、各会議の議事録等の資料を、企画財政課窓口及び町ホームページにて公開し、興味を持っていただいた住民の方に対しまして、議論の経緯の詳細を知ることが出来るよう努めているところでございます。

さらに、中間報告につきましては、特に周知を図ってもらいたいという要望もあり、広報や町ホームページへの掲載、さらに新聞社等マスメディアにも声をかけまして数社に取り上げていただいたところでございます。

また、議員皆様方には、ご理解、ご協力を得るために、中間報告が行われましたその当日、報告書の配付もさせていただいたところでございます。

ご指摘のありましたように、紙面の都合等により全文を掲載出来なかった広報記事をご覧になられた住民の中では、一部の数値を既定の計画であるように誤解された方も数多くおられたことについては、我々も聞いておりますし承知いたしております。今後は、このような誤解を招くことのないように十分に配慮して、慎重に広報記事を作成し配慮していかなければならないと考えております。

○議長（中西和夫君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） 今後このような誤解を招くことがないように、そのように言ってもらってもね、それでは取り返しつかないことがあるんですね。特に、私は議会人とし

て、今、議員定数の記事については、早急に善後策というんですか、それらを出していただきたい。あの内容を読まれたら、10人でいいんや。議会は今議論しとるんですね、何名にしましょう。それは議会という機能、議会というものがどういうものであるのか、私らは色々説明しながら議論してます、住民にも説明しながら。少なければいいというもんでもないでしょうということも言ってます。だけど、あの記事が載っているために、私らは今議論することさえ出来ないんです。当然町としても議会というものに対する考え方もお持ちだと思いますが、先ほどからの話でも、議会というものをしっかりと考えておられたら、ああいう載せ方をされたら、議会がどういうぐあいに動くかと、どういう動きをせざるを得ないかということを考えて、ああいうものは載せるもんじゃない。載せるんだったら、内容もしっかりと載せてもらわんだら、住民会議の皆さんに対してもこれは大変失礼なことになる、そのように私は思うんですが、その善後策というんですか、その手当てをどのように考えておられるのか、お示してください。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） この関係も含めまして最終的には最終報告ということで取りまとめられるということになっております。その際には、今、議員がおっしゃったことにつきましても十分念頭に置きましてやはり表現をしていかなきゃならないと考えております。そういった中で整理をしたいと、このように思います。

○議長（中西和夫君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） 中間報告ということで当然出しておられるんです。そして、ホームページでも色々公開してると。だから、そういう誤解というたら失礼ですけど、住民がそういうぐあいに考えられるのはおかしいんだと、私らはちゃんとやっているというふうにも聞こえるんです。けどね、そのことについて、そしたら例えば、先ほどの話ですがね、中央体育館を中間報告の中では指定管理者制度を取り入れよというような提言があった。それを色んな議論の中でしなかった。このことについて、その時期がずれてきたら、これは言うたら悪いけど、忘れられてたらそんでいいかわかりませんが、こういう提言があったのになぜしなかったんだということになる。

特に、議員定数については、今まさに3月議会でも結論を出して条例改正をしようと、そのように議会運営委員会でも諮っているということは、総務部長も知っているでしょう。にもかかわらずああいう10月の段階で出された。このことは、やっぱりきっちりと説明をしてもらわなければ、最終の報告を待つとか、そういうもんじゃないと私はこ

の場で言いたいんですが、今そういうことに対しての答弁はいただけないんですか。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 近々また会議が開かれます。そうした中で、我々としては、そういったことについて色々と、記事の掲載の方法によって住民に誤解を招いておるようなことも出ておるということも、特にこういう議員さんの定数についてということでも声を聞いておるということもあって、そういったことで発言させていただいて、それを議事録で残すということの中で、住民にそういったことについても内容を理解していただくというような手だてもあろうと思います。そういった方法でちょっと考えてみたいと、こう思いますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（中西和夫君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） 部長、勘違いしないでくださいね。私は、何も住民会議の内容についてクレームをつけたり議論をしていこうと、そのようには私は思っていないですよ。わかってもらってますか。以前も、住民会議の方から議会運営委員会の方への申し出もあったと。だけど、それは独自でやってください。議員定数については、議会が独自で判断して条例改正を出します。これは議会からしか出せないんでね。だから、そのこと自体が住民の皆さんにはおわかりにならないんですね。だから、私らは今苦勞しとるんですよ。にもかかわらず、この住民会議の皆さんが中間報告として10人がいいだろうという数字を出してこられた。こういうものは、載せるべきもんでも何でもないですよ。提言でも何でもないですよ。このことで議論しても、時間がありませんので、しっかりと反省していただきたい。そして、やはり斑鳩町のために議会はどうあるべきか、私らは真剣に議論しておりますので、その点もしっかりと住民の皆さんにお伝えしたい、このように思います。

それでは、次に、容器包装リサイクルについて、ペットボトルの処理方法の現状と、売却を含めた今後の考え方をお示してください。

○議長（中西和夫君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 質問者もご承知をいただいておりますように、家庭から排出されます一般廃棄物の中で大きな割合を占めております容器や包装材のリサイクルを進めることを目的といたしまして、平成7年6月に、容器包装にかかる分別収集及び再商品化の促進等に関する法律、いわゆる容器包装リサイクル法が制定をされまして、平成9年4月から施行になっております。

この容器包装リサイクル法の対象となります品目でございますが、ガラス製容器、ペットボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装、スチール缶、アルミ缶、紙パック、段ボールとなっているところでございます。そのうち、専ら再生利用のため有価で取り引きされておりますのが、スチール缶、アルミ缶などの金属類、紙パック、段ボールなどの古紙類でございますが、これ以外のガラス容器、瓶でございますけれども、ペットボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装につきましては、これらを製造、あるいは販売をいたします事業者には再商品化の義務が課せられておりまして、事業者はその処理を行うため、日本容器包装リサイクル協会というものを設立をされまして、おのおのが製造や販売した容器包装のリサイクル処理を行っているところでございます。

また、この法律には、市町村に分別収集計画の作成と分別収集について定められておりまして、当町におきましてもこの分別収集計画に基づきまして、平成12年度からペットボトルを、平成15年度からは白色の食品トレイにつきまして、この容器包装リサイクル協会を通じましてリサイクル処理をしているところでございます。

なお、このリサイクル費用につきましては、品目ごとに事業者と市町村の費用負担割合が定められておりまして、現在、ペットボトルにつきましてはリサイクル費用の全額を事業者の方で負担をしているという状況でございますので、これのリサイクルにかかる当町が負担する費用というのは発生はいたしておらないという状況でございます。

また、回収をいたしましたペットボトルを売却することについてでございますけれども、昨今ペット樹脂を原料といたしました化学繊維とかプラスチック製品へのリサイクル技術が向上いたしておりまして、原料確保のためペットボトルを有価で買い取る業者もふえつつある状況でございます。

先ほど申し上げましたように、ペットボトルの場合は、市町村には容器包装リサイクル協会に対するリサイクル費用の負担がございませんけれども、指定袋の製作費とか回収のための人件費などの経費、そして当町の財政状況等々を考えれば、売却出来るものについては売却をしていきたいなど、このように現在考えているところでございます。

しかしながら、ペットボトルはアルミ缶などの金属や段ボールなどの古紙類とは違っておりまして、住民の方々から回収した時のままの状態であれば、法律上一般廃棄物であると判断をされますので、そのままでは売却出来ないことから、ペットボトルを有価で売却する場合につきましては、細かく裁断をした状態にするか、もしくは圧縮をして一定の大きさに梱包をした状態にした上で売却をする必要が生じてくることとなります。その

ための経費の算定とか、あるいは合法的かつ確実にリサイクルが出来る業者の選定などを含みまして、売却には慎重に対応をしていかなければならないと、現在はこのように考えているところでございます。

○議長（中西和夫君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） 売却には慎重にということで、色々な困難な状況もあると思いますが、住民への分別への負担、また財政状況等総合的に認識して、創意工夫を凝らし、住民のため売却へ積極的に対応していくべきだと指摘して、次の質問に移ります。

竜田川紅葉まつりについて、斑鳩町観光協会の位置付けとその役割をお示してください。

○議長（中西和夫君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） 斑鳩町観光協会につきましては、斑鳩町及びその周辺地域の環境文化の向上及び観光事業の健全な発展に寄与することを目的といたしまして昭和41年に設立され、現在に至っております。

観光協会は、法隆寺iセンターを中心といたしました観光客の案内業務はもちろんのこと、観光事業に関する調査及び情報提供、事業の企画、そして実施などの業務を中心に行う斑鳩町観光の重要な位置にあるものと考えております。

○議長（中西和夫君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） 私は、今、紅葉まつりについて観光協会はどのような形でされているのかということをお聞きしておるんですが、何かちょっと段取り悪いというんですか、よろしく頼みます。

○議長（中西和夫君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） 紅葉まつりに当たっての位置付け等についてでございます。先般の紅葉まつりの開催については、観光協会の主催で実施されております。その観光協会の歴史、非常に古いわけでございますけれども、当初は斑鳩町商工会内にあって、商工会事務局が観光協会事務局として運営に当たってもらっております。その後平成6年に観光協会が独立するということになりまして、一時的に事務局を役場観光課で持った後、現在のように法隆寺iセンター内で完全に独立しているところでございます。

○議長（中西和夫君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） 一時的に事務局が町の観光課、今はもうないんですかね。だけど、そこで事務局を持っておったということなんですが、そしたら町としては観光協会に対してどのように関与というんですか、例えば観光協会は独自で走っておるんだというこ

とでいいのか、いや、やはり、観光協会に議会から色々なことを話をしようとした場合、その担当課はどこなんですかね、それらをはっきりとちょっとお示し願いたい。

○議長（中西和夫君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） ただいまの質問、行政としての窓口はどうかというご質問でありますけれども、観光協会につきましては、観光振興を目的として設立された団体でありまして、町の補助団体でもありますことから、観光行政との連携は密にしていかなければならない、このように考えております。その窓口といたしましては、都市建設部の観光産業課の扱いということでございます。

○議長（中西和夫君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） そうすれば、当然先日の紅葉まつりも、藤本部長、それから今西課長もおいででしたので、当時の状況ということもご存じだと思いますけどね。私は、今、密にしてあったら、あのようなことがたび重なってないと私は思いたいです。やはりもっと町としたら、観光協会に対して指導、助言をもっと密にしていきたい。

といいますのは、去年もそうだったんですね。今年も紅葉まつりの案内というんですかね、各議員にも、それから色んな関係団体ですか、そこらに発送されていると思うんですが、去年も、何、この文章は。行政が関与してる、行政が密に色々してたら、あのような文章の書き方はないんです。今年も同僚議員から、これ、何やろう、来てくれというのか、何があんねやろ。また同じことだということで、私はその話があった時に、視察の時ですかね、担当課長に、ちょっと注意したってほしい。文章の書き方もばらばら。何を言わんとしてるのかわからない。しかも、その文章の出し方、発刊番号もちゃんととってある。整っているように見える。斑鳩町観光協会会長小城利重公印省略。公印。民間ですよ、先ほど言うているように。何かわけわからんへん、そういう案内。皆さんも皆わけわからんから、今回なんかは、多分3名だったと思うんですよ、議長も入れて4名。神事に参加さしてもろうたん4名ぐらいやったと思う。いつ行ったらいいの、どこ行ったらええの、何にもわからん。

それとか、当日、色々な方から、火気の使用というんですかね、可否というんですかね、色々聞かれました。また、神事での県会議員がそのことについてのあいさつもしました。そのことでもちぐはぐ。そのイベントに参加していただいている皆さんに確かに申しわけない。観光協会のやり方自体が、もう少し的確に対応しておれば、ああいうことはないと、私は感じております。

それから、神事、これが何のための神事か何もわからない。そして、その玉串奉典での不手際。これら、部長もその時一緒に参加されてたんですからね、なぜ事務局に対して、助言する立場にあるのやったら、なぜ的確に助言できなかった。私は、あの状況では、幾ら担当の者がおっても出来なかったというには思っておりますので、今、担当の部長、課長なりを責めているわけではないんですが、私は町の担当者とはこれは連携は全く出来てないというんですか、もう聞き入れてないんじゃないか、そのように感じております。

そのことで、観光協会の会長でもある小城町長、当日も当然、どちらの立場かは知りませんが行かれておりましたし、それらのことについての率直なご意見をお示し願いたい、そのように思います。

○議長（中西和夫君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 今、小野議員のご指摘のように、ご案内の文章とか、あるいはまた神事の関係等について、色々ご指摘、不手際の点等ございました点について、それはおわびを申し上げたいと思います。今後、そういう点については、担当の関係等と観光協会との事務連絡を密にしながら、今後そういうことのないように努力をしてまいりたい。

ただ、この紅葉まつりというのは、ずっと以前から、竜田実業会等からずっと行われてきております。その関係等について色々ご指摘の点もございますけれども、火気の問題等についても非常に皆様方にご迷惑をかけた点もございますけれども、こういうことも、竜田川としては、県の関係等について、我々としてはそういうことは出来るだけ、観光協会あるいは町がやるものですから、何とかということで話をさせていただいた経緯もございますけれども、今回はそういう点でうまく徹底出来なかったということについてもご質問者のおっしゃるごとくでございますので、今後そういうことのないように、また最善の努力をしながら皆さん方が楽しんでいただける紅葉まつりにしてまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） 観光協会の体質改善については、今後、私の所属している担当常任委員会でも色々提言していくことにして、最後の質問に移ります。

（仮称）文化財活用センターについて、藤ノ木古墳整備検討委員会における審議内容をお示しください。

○議長（中西和夫君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） （仮称）文化財活用センターの整備につきましての経過ということでございます。

これにつきましては、藤ノ木古墳のガイダンス機能を核といたしまして、斑鳩町の歴史、文化を学習する場と、まちの文化財の調査、研究の拠点としての機能を兼ね備えた施設を考えているところでございます。

ご質問のこれまでの史跡藤ノ木古墳整備検討委員会におきましての藤ノ木古墳のガイダンスの審議経過につきましては、史跡藤ノ木古墳整備基本計画書の見直し作業で、事業化の協議をする際に、ガイダンスについての考え方を文化庁に対し明確にさせておく必要性がございましたことから、事務局よりガイダンス施設に必要な項目について整備検討委員会に検討事項の提示を行ったところでございます。そして、検討をしていただいているところでございます。

これらの審議におきましては、例えば設置場所について、史跡地に隣接する場所が望ましい一方で、歴史的景観の保全を損なわない配慮が必要であるとのことご意見や、施設の内容につきましても、国宝指定の文化財の里帰り展に対応出来る特別展示室の併設、あるいは映像を利用した斑鳩町や藤ノ木古墳の歴史、文化等の紹介を行う視聴覚機能、あるいは関連図書等の情報を収集、閲覧出来る学習機能、現在いかるがホール歴史資料室におきまして展示しております出土遺物レプリカを中心としたレプリカによる常設展示、あるいは施設の人的管理等を備えるなどのご意見をいただいたところでございます。今回の（仮称）文化財活用センター整備計画にも、これらのご意見を反映したものとなっているところでございます。

しかし、整備検討委員会といたしましては、発掘調査以降相当の年月を経過していますことから、まず墳丘及び石室の史跡指定地の整備を実施すべきであるとのことご意見から、整備事業につきましては分離した形で計画を進めていくこととなっております。

その後、法務局斑鳩出張所の移転統合の計画に伴いまして、この既存建物を活用した形でのガイダンス機能を有した施設の設置につきまして検討をしまいいりまして、文化庁及び奈良県と協議いたしましたところ、文化庁による国庫補助事業としては藤ノ木古墳に限ったガイダンス機能に限る点や、展示物が補助対象にならない点、そして建設用地にはもちろんのこと既存施設の改築に対しましても補助対象外となるとの回答を得ましたところから、町財政事情も勘案する中で、国土交通省のまちづくり交付金によりま

す補助事業を活用いたしまして、平成18年度より3カ年の計画で着手する計画としたところでございます。

施設の構成につきましては、整備検討委員会でのご意見を取り入れた形で施設を検討したところ、特別展示室、映像スペース、情報検索スペース等のガイダンスの主要な機能が既存施設でおさまることから、改築により利用してまいりたいと考えております。ただし、これら以外の特別展示に伴います収蔵機能や、先ほど申し上げました文化財の調査研究の拠点としての事務所機能も必要なことから、法務局東側の土地を買収させていただいて整備してまいりたいというふうに考えているところでございます。

なお、このガイダンス施設の内容につきましては、次回開催されます藤ノ木古墳整備検討委員会に十分説明をいたしまして、ご了解を得た上で取り組んでまいりたいというふうに考えております。

今も申し上げましたように、そうしたガイダンスの内容につきましては、整備検討委員会でのご意見を反映しつつ、既存建物を活用して（仮称）文化財活用センターとして整備を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中西和夫君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） ちょうど時間も来ましたし、私は整備検討委員会と、それから議会、これがその色んな説明の中で齟齬がないというんですか、意思の疎通が図れるような説明を理事者側に求めておいて私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 以上で、7番、小野議員の一般質問は終わりました。

午後1時まで休憩いたします。

（午前11時49分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（中西和夫君） 再開いたします。

続いて、16番、中川議員の一般質問をお受けいたします。16番、中川議員。

○16番（中川靖広君） 議長の許可を得ましたので、通告書に基づきまして私の一般質問をさせていただきます。

1番目の新型インフルエンザについてお尋ねいたします。

1点目、まず初めに、中国で鳥インフルエンザが拡大されているという新聞記事を見ましたが、現在の感染状況はどのようなになっているのか、お尋ねいたします。

○議長（中西和夫君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 感染状況ということでのご質問でございますけれども、東南アジアを中心に、高病原性鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、死亡例が報告をされております。さらに、ヨーロッパでも高病原性鳥インフルエンザの発生が確認をされるなど、依然として流行が拡大、継続をしている状況で、人から人への感染する新型インフルエンザの発生についても危惧がされているところでございます。これをもとに、平成16年12月16日から平成17年11月29日までの間でのWHO、世界保健機関が発表をされております状況でお答えをさせていただきますと、その間に、鳥から人への感染の確定症例といたしまして89例がございます。そのうち、死亡例が36例という状況で、今現在の状況の確認をしているところでございます。

○議長（中西和夫君） 16番、中川議員。

○16番（中川靖広君） それでは、2点目に移らせていただきます。

アメリカでは、日本円にいたしまして約8,400億円程度の予算を組んで防止策に取り組んでおられますが、我が国の感染防止策はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○議長（中西和夫君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） マスコミ報道などでもされておりますように、新型インフルエンザの出現時期につきましては、正確に予知をすることも困難でございます。また、その出現そのものを阻止することも不可能であると、このようにも言われているところでございます。世界中のどこかで新型インフルエンザが出現すれば、我が国への侵入も避けられないのではないかと、このように考えられます。

そこで、厚生労働省は、先月、迅速かつ確実な対策を講じるために、新型インフルエンザ対策行動計画というものを策定をいたしております。この行動計画は、新型インフルエンザの発生とか感染などの状況を6つのフェーズに区分をいたしまして、それぞれの状況に応じて、感染症の発生状況の把握や動向予測、医療、ワクチン、抗インフルエンザウイルス薬、情報提供などのあり方を決めているものでございます。

現在、我が国は、鳥インフルエンザウイルスの人への感染が見られるが、人から人への感染は見られないというフェーズ3、3段階目で、国内非発生のレベルであり、この段階における我が国の主な対策行動といたしましては、1つとして、海外渡航者への注意の喚起。1つとして、国内飼育家禽の高病原性鳥インフルエンザの発生防止対策の徹

底、農場の従事者等に対します感染防御の支援。1つといたしまして、モデルウイルスを用いましたワクチン原液の製造、貯蓄。流行株を用いましたワクチン製造用の鶏卵の確保等々。そして、1つといたしまして、タミフルの確保量の決定、備蓄の開始と。1つといたしまして、新型インフルエンザ診療治療の指定医療機関の整備等という5つの対策をもって対処をされているという状況でございます。

○議長（中西和夫君） 16番、中川議員。

○16番（中川靖広君） それでは、次に3点目の質問ですが、タミフルの備蓄量ですが、厚生労働省では、政府が360万カプセル、都道府県は2,640万カプセル、流通分での確保を1億2,000万カプセルと計画をなされていますが、奈良県の抗ウイルス薬タミフルの備蓄の状況はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○議長（中西和夫君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 県のタミフルの備蓄の状況というご質問でございます。

県の新型インフルエンザに対しますタミフルの備蓄につきましては、現在は、これから進めていくという状況であると県の方からも聞かされております。今、質問者も言われてますように、国の行動計画によりますと、タミフルの備蓄目標量につきましては2,500万人分、そのうちで都道府県が備蓄する分として1,050万人ということで、奈良県におきましては約11万人分が必要であるというように考えられます。奈良県におきましても、国の行動計画を踏まえた具体的な対策を現在検討をされており、12月末までに県の行動計画というものを策定するというので、今現在準備のところに入っているということで聞かされている状況でございます。

○議長（中西和夫君） 16番、中川議員。

○16番（中川靖広君） それでは、4点目の質問ですが、一昨日の県会の一般質問でも、鳥インフルエンザ対策についてという質問がなされておりました。農林部長は、農家の鶏舎内外の消毒や野鳥による感染防止のためのネットを張るなど防止対策を実施しているとの答弁がなされておりましたが、当町ではどのような対策を考えられているのか、また実施されていることがあればお伺いいたします。

○議長（中西和夫君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） この時期、新型のインフルエンザに限らずに、従来からのインフルエンザの流行も懸念をされることから、うがいとか手洗いの励行、そしてバランスのとれた食生活とか十分な睡眠など、日常の生活管理をきっちりとしてウイルス

の感染を予防していただくということが重要であると考えております。

そこで、インフルエンザ予防についての広報紙への記事記載やポスターの掲示、また抵抗力が弱いと言われております乳幼児等に対しましては、保健センターの各事業をはじめ幼稚園、保育所、小中学校を通じての予防の啓発など、様々な機会をとらえまして周知に努めているところでもございます。また、高齢者に対しましてはインフルエンザ予防接種を推進をいたしまして、極度の体力の低下を招かないようその健康管理にも努めていただいているところでございます。

町内で何らかの感染症の情報を得た場合につきましては、情報を迅速に収集をいたしますと共に、県や保健所とも連携を密にいたしまして、住民の方々に対しましての情報提供を行い、住民の方々に不安が起こらないような形で対処をしていき、感染予防の拡大を防止することに努めてまいりたい、このように考えているところでございます。

○議長（中西和夫君） 16番、中川議員。

○16番（中川靖広君） この新型インフルエンザについては、発生しないことを念じておりますが、万一発生した場合、大きな健康被害と社会的影響がもたらされることになるのではないかと心配しているところであります。斑鳩町単独で対策を打つということとはなかなか難しいとは思いますが、今後も新型インフルエンザの情報や国、県の動向には常に注意していただきながら、感染予防にご尽力をしていただくようお願いいたします。この質問については終わります。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

2番目の公共建築物の耐震化についてということですが、先日の同僚議員の質問と重複するかと思いますが、お許しを願いたいと思います。

まず初めに、国の緊急対策方針とはどのような内容のものなのか、お尋ねいたします。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 国の緊急対策方針の内容についてのお尋ねでございます。

平成7年に発生した阪神淡路大震災では、地震により多くの尊い命が奪われたのでございますが、犠牲者の8割以上が建築物の倒壊による窒息死、圧死であったことを教訓に、国は平成7年10月に建築物の耐震改修の促進に関する法律を制定し、建築物の耐震化に取り組んできたところでございます。法制定から10年を経過した本年9月27日、建築物の耐震化を一層進めるため、緊急対策方針を中央防災会議で決定されております。現在の住宅の耐震化率75%を今後10年間で90%まで引き上げることを数値

目標としております。また、この方針を受けて、国は建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正されているところでございます。

建築物の耐震化緊急対策方針の1つといたしましては、建築物の所有者が自らの問題、地域の問題として意識を持って取り組むことが必要であることから、耐震改修を促進する制度の見直し、補助制度の活用促進、地震防災ハザードマップの整備や耐震診断の促進等の支援策を講じるものでございます。

2つ目といたしましては、耐震性の高い住宅ストックの形成を誘導するため、耐震化に対する意識啓発や相談窓口、情報提供の体制を整備するものでございます。

3つ目といたしましては、学校、病院、庁舎にあつては、地域の防災拠点としての役割を担っていることから、公共建築物等の耐震化の促進に取り組むというものでございます。

○議長（中西和夫君） 16番、中川議員。

○16番（中川靖広君） それでは、2点目の質問ですが、国の方針の対象となる建物は、当町ではどれぐらいあるのか、お尋ねいたします。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 町が管理している施設で震災時に避難場所となっている施設につきましては、たつた保育園、あわ保育園、あゆみの家、斑鳩西幼稚園、斑鳩幼稚園、斑鳩東幼稚園、斑鳩西小学校、斑鳩小学校、斑鳩東小学校、斑鳩中学校、斑鳩南中学校、斑鳩中央公民館、斑鳩中央体育館、斑鳩西公民館、斑鳩東公民館、消防コミュニティセンター、いかるがホール、ふれあい交流センターいきいきの里、こういったものが公共施設の中での避難場所ということで18カ所ございます。

このうち、昭和56年以前に建築した施設につきましては、斑鳩小学校、斑鳩西小学校、斑鳩東小学校、斑鳩中学校、斑鳩幼稚園、斑鳩西幼稚園、あゆみの家の7施設でございます。

○議長（中西和夫君） 16番、中川議員。

○16番（中川靖広君） それでは、3点目の質問ですが、今答弁いただきました対象となる建物に対しまして、町はどのような対応をされているのか、お尋ねいたします。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） そういった色々な建物の中での施設につきましては、避難所として使用しているということから、耐震構造についての色々検討はしておるところで

ございますが、特に子どもたちがおります学校関係について申し上げますと、斑鳩町としては、56年以前の基準により建築された学校施設の耐震性を向上させるため、これまでは地震防災施設などの整備等を一層推進する必要がありますことから、地震対策特別措置法による第2次地震防災緊急事業5カ年計画に照らし合わせて、年次計画を立てて実施しております。こういったことから、学校施設においては、災害時の避難場所としての指定をされていることも含め、万が一こうした災害発生時に住民が安心して避難出来るよう耐震化の実施を進めているところでございます。

学校の校舎の耐震化の取り組みといたしましては、平成10年に斑鳩小学校の南館、平成11年には斑鳩小学校の北館の2次診断を行ったところでございます。また、平成15年には、斑鳩小学校の南館の耐震補強工事を行ったところでございます。平成17年におきましては、斑鳩小学校中館の2次診断と斑鳩小学校北館の実施設計に取りかかっているところでございます。順次、昭和56年以前の学校施設の整備を進めているところでございます。

今後におきましても、斑鳩町財政健全化計画にも考慮しながら、また財政事情を勘案しながらも積極的に実施してまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 16番、中川議員。

○16番（中川靖広君） 新聞記事にありましたが、防災拠点となる学校や病院、自治体の庁舎など公共建築物を対象に、大規模地震に耐えられる建物の割合を示す数値目標を設定するよう求めたのが特徴だという記事がありましたが、具体的に実施されている建物で割合を示す数値というのが出ているものがあれば教えていただけますか。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 診断ということでは出ておりますが、その数値については明らかになっておりません。

○議長（中西和夫君） 16番、中川議員。

○16番（中川靖広君） 今後、その耐震化目標という、先ほど言いました大規模地震に耐えられる建物の割合を示す数値目標を設定するというふうに国が示してますが、今後やはり当町でもこのような数字が出てくるのかどうか、そういう実施をされるのかどうか、お尋ねしておきます。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 先ほど申し上げましたように、そういった耐震化については

積極的に取り組む必要もあると。特にそういった避難所というような形の中でやはりしている施設もございます。そういったことから、今、質問者がおっしゃるようなことも含めましての検討もしていかなければならんことも感じております。

○議長（中西和夫君） 16番、中川議員。

○16番（中川靖広君） その方針の中に、公共建築物などに対し耐震診断を実施し、結果をリストにして住民に知らせる。2点目として、数値目標を設定し、緊急性の高い施設から耐震改修を実施することなどを自治体や病院などの管理者に要請したということなのですが、そういう要請を受けられたということで私は認識いたしますが、そういう要請があったら、そういう目標を数値的なものを出して住民の皆様方に知らせるのが行政の役目ではないかと思いますが、その点についてお尋ねいたします。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 国の方ではそういったことを示しております。そういったことを踏まえまして、我々といたしましてもそうしたことを積極的に住民にやはり周知していくべきであろうと考えております。そういった方向で検討してまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 16番、中川議員。

○16番（中川靖広君） 特に学校施設は、地域住民の身近な公共施設であります。さらには、避難場所としての役割も果たす施設であり、児童生徒等のみならず地域住民の交流の場ともなる施設でありますので、そうしたことから学校施設の耐震性の確保は不可欠であり、かつ急務と考えておりますので、厳しい財政状況ではありますが、教育委員会として計画を前倒ししてでも積極的に取り組んでいただけるよう強く要望し、この項の質問を終わります。

それでは、3番目の質問ですが、猫坂から役場までの通学路についてお尋ねをいたします。

1点目の通勤時間帯の交通量についてでございますが、国道25号の渋滞に伴い、猫坂から役場までの抜け道となっておりますが、どれぐらいの交通量になっているのか、お尋ねいたします。

○議長（中西和夫君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 猫坂からの交通量のことでございますが、猫坂付近での交通量調査について申し上げたいと思います。

去る8月4日の通学時間帯であります7時30分から7時50分までの約20分間でございますが、調査を実施いたしまして、この間で約50台の車の通行量がございました。これは、国道25号線から猫坂の方へ入ってくると、こういう抜け道となっているような状況であるというふうに認識をいたしております。

○議長（中西和夫君） 16番、中川議員。

○16番（中川靖広君） 今の答弁を聞かせていただきますと、7時半から7時50分の20分間で50台もの車が通学時間帯に進入しているということを踏まえて次の質問に移らせていただきます。

通学時間帯だけ、例えば7時半から9時の間の時間規制のようなものは出来ないのか、お尋ねいたします。

○議長（中西和夫君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） 今、ご指摘いただいている道路につきましては、通学路ということで、児童生徒の安全を守るため、公安委員会指定の二重線で歩行者用の路側帯として規制を行っているところでございます。

ご指摘いただいている通行規制についてでございますけれども、以前から警察とも協議を行っているということもあるんですけれども、なかなかその規制をかけるということになれば、広範囲の自治会の同意が必要になってくるということで、また付近住民の皆さん方の生活に影響を及ぼすというおそれもございまして、非常に難しいということで警察からも言われておる状況でございます。

○議長（中西和夫君） 16番、中川議員。

○16番（中川靖広君） 進入禁止等の交通規制については、今、ご答弁いただきましたように、地元自治会の同意等が必要だということで、規制されることによって困られる方もおられるということですが、まず子どもたちの安全確保を最優先に考えていただき、警察等と協議を行っていただきたいと思っております。

また、規制が現時点で無理だということであれば、国道から猫坂への車両の進入を通学時間帯自粛していただくような啓発看板の設置などを行い、進入車両が少しでも減少するような方法を、道路管理者と教育委員会、または関係機関とで検討を行っていただくよう強く要望しておきます。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（中西和夫君） 以上で、16番、中川議員の一般質問は終わりました。

続いて、2番、松田議員の一般質問をお受けいたします。2番、松田議員。

○2番（松田 正君） 11月の29日の臨時会と12月議会の冒頭に町長が、施政方針並びに当面の課題などについての取り組みの状況が報告をされました。それらをめぐって、ないしはこれからの課題について、昨日、今日とこれまでに9名の同僚議員が質疑を交わされました。それをじっとお聞きをしておりますが、施政方針並びに当面の課題の関係などについては、いわゆる多岐にわたって総花的に述べられているんですけれども、この中で果たして目玉とすべき重点的な課題は一体何があるんだろうかということを知りたいという気持ちでお聞きをいたしておりました。と同時に、常に言われておりますように、縦横の連携というものが行政の中でどのように行われてきているのだろうかというように、答弁をお聞きしながら感じていたところであります。

これらの点について、今後十分に検討をしていかなければならない課題が多くあるのではないかなというように感じているわけでありまして、そうした立場から若干の質問を行いたいと思うんですけれども、特に通告をいたしておりますように、個人情報保護法が制定をされまして今日まで経過をしているわけでありまして、極めて個人情報の運用をめぐって混乱、あるいは過剰反応が問題視されています。このことについて町側の対応をお聞きをしたいわけでありまして、色々と打ち合わせの際にも申し上げてはおりますけれども、私は行政側が個人情報保護に関する手だてとして行っているという、いわゆる開示をする立場の関係からお答えいただくのではなくて、全般的に社会問題化している個人情報のいわゆる過剰反応、問題視されているのは一体何なのか、そのことについてどう考えているのかということについて、まず行政側の考え方をお聞きをしたいと思っています。特にこの問題を提起をするに当たって、行政側が自己弁護をするという立場でなくて、問題をどのようにつかんでいるかということの方が大事だというふうに思いますので、そういった立場から見解を示してほしい、このように思います。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 個人情報保護条例につきましては、平成10年に策定しておりますのでございます。そういった中で、やはり今まで個人情報を守るために色々対応を重ねてきたわけではございますが、今申されておりますように、そういったことが逆に、いわゆる守るために、福祉の向上等色々な観点から見て当然そういったものに役立つべきものがある中でそれを出してこなかったということで、ある意味での過剰的な反応を

示してきたというようなこともあるわけでございますので、我々といたしましてはやはりそういった面については、十分反省にも立ちながらも、やはり本来の福祉向上のためにはどうしていくべきかということについても、今後十分やはり反省に立って対応していかなきゃならんと考えております。

○議長（中西和夫君） 2番、松田議員。

○2番（松田 正君） 少なくともこの個人情報の関係について今問題になっているということについて、私はこのように思うんですけども、個人情報保護法というのは、個人情報に経済などに役立つことに配慮をしつつ、データの流出や不正使用を防ごうという、いわゆる利用と保護のバランスを図ることが目的であるというふうに思うんです。ところが、これが具体的に実施をされていく段階になりますと、いわゆる医療機関や、あるいは警察、教育、消防などの様々な現場で必要な個人情報が提供されて、個人情報とは言えない情報が非開示をされるというような、予想を超えて広がっているという実情があるというふうに思うんです。個人情報をいかに適切に利用するかという側面が全く無視をされて、保護の面だけが強調されていることに危機感を持っている折に、読売新聞などでは「異議あり、匿名社会」というキャンペーンを展開いたしております。昨日も、警察なのか、あるいは新聞報道なのかという匿名の取り扱いについて色々と議論をされているやに報道などで言われています。

しかも、斑鳩町としては、平成10年の6月に、個人情報の保護条例を制定をしているわけでありましてけれども、その条例実施の結果についてどうなのかといいますと、やっぱり、恐らく、後から答弁を受けるんですけども、斑鳩町としては今日まで余り問題がないというふうな言い方をこれまでもされてきているんですけど、我々としては、個人情報保護について、一体行政と自治会などとの間に色々なやっぱり問題視されている、あるいは町側に要望をしているというようなことが多くあったというふうに思うんです。また、私どももそういうことを指摘をしてまいりました。

このことについて行政側は、自ら都合のいいように法解釈をしながら、自らの保身のためにのみ適用をして、具体的な住民の本当に利益になるというふうなことについて提起してきたのかどうかというと、必ずしもそうではなかったというふうに思うんですけども、こうした点についてどのように反省をし、あるいは適切な指導を行ってきたのかということについてお聞きをしておきたいと思うんです。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 本年4月に個人情報の保護に関する法律が施行され、半年を経過し、各所においてこれまで提供されていた情報の提供が控えられるなど、社会に混乱が生じ、個人が不利益をこうむることのないよう制定されたはずの法律の本来の趣旨が見失われているケースが見られます。

本町におきましては、先ほども申し上げましたが、平成10年10月から斑鳩町個人情報保護条例を施行し、個人情報の保護に関する法律の施行以前から、個人の情報の保護に努めております。個人情報保護制度において、個人に関する情報は原則としてすべて保護され、漏洩、不正使用、改ざん等の防止が図られております。しかし、行政の保有する個人情報は公益上有効な情報が多くあるため、住民のプライバシーの保護ということを考えますと、一定の制限は必要ではないかと考えるところでございます。

そのようなことから、行政といたしましては、その情報を住民の福祉の増進のため有効に活用されるべきものであることは、議員のご指摘のとおりであると考えております。今日まで、当町の保有する情報について、必要な場合は開示するなど、保護と利用の両面で制度の運用を図ってきたと考えておりますが、以後そういったことについては十分やはり配慮しなけりゃならんと考えております。

また、斑鳩町個人情報保護条例施行後における個人情報に関する苦情についても受けておたわけでございますが、そうした情報は保護されるべき個人のプライバシーに関する情報であるとの認識に立って、それらの情報については、それぞれ団体において活動される中で収集出来る情報であると考えて、さきに申しましたように、住民のプライバシー保護という機運の高まりもあり、情報提供を打ち切った経緯もあるわけでございますが、そうした面についてはやはり反省に立たなきゃならんというようなことも見られるところでございます。

○議長（中西和夫君） 2番、松田議員。

○2番（松田 正君） 個人情報保護条例の適用、運用をめぐって混乱をしたり、あるいは匿名隠しになっているという原因というのは一体何なのか、なぜそうなっているのかということについて、次のように指摘をする向きもあるわけですね。1つには、社会の正当な関心事なのに、公的な存在の個人情報が保護をされる。一般市民の社会生活上著しい不便を生み出しているというこの2つの面が、個人情報の過剰保護という面で見られているというふうに言われているわけでありまして、このことが今日それでは国民の知る権利にかかわる見過ごすことの出来ない重大なことになっているんだという

ことに警告をする向きがあるわけでありますけれども、このことについてどのように認識をしながら対応していくのかということについてお聞きをしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 個人情報の保護に関する法律におきましては、事業者が保有する個人情報について収集した目的以外に利用出来ないこととされております。しかしながら、人命、身体または財産の保護のための必要がある場合や、公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために必要がある場合などに限りまして、本人の同意を得ないで、その目的の範囲を超え、事業者以外のものに提供することについては、その適用をしないものとされており、公益上必要と認められる情報については共有されるべきものと考えております。

当町におきましては、個人の識別出来る、または識別し得る情報、すなわち個人情報であっても、斑鳩町個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づきまして、福祉の増進、その他公益上のために特に必要と認める場合には、収集した目的の範囲を超えて実施機関以外のものに提供しております。

これまでもおきまして、町の保有する個人情報が有効に利用されると認められる場合には、消防機関、警察、福祉機関等への情報提供も行っております。今後におきましても、公共の福祉の低下になることのないよう、これまでと同様に情報の提供を行ってまいりたいと考えております。

こうした情報提供について、ある一定の基準、指針等を設け、その基準等に従い一定の取り扱いをすることも必要であると思いますが、個人情報の外部への提供につきましては、法令の規定に基づき、目的外利用の禁止を原則としながら、個々のケースに応じて、外部提供の公益上の必要性、提供先の個人情報の保護措置などについて十分確認することは必要でございます。慎重な対応が求められるものと考えております。

そうしたことから、行政として個人情報の取り扱いについての指導を行っていくと共に、住民の皆様にもそういったことの理解を求めるため、周知、啓発を行うことが肝要であろうと考えております。

○議長（中西和夫君） 2番、松田議員。

○2番（松田 正君） 過剰反応や拡大解釈が目立つ個人情報保護法について、一般質問の準備をしていました。ところが、12月1日の読売新聞の夕刊を見ますと、「過剰反応一掃に本腰」というタイトルで、内閣府が本腰を入れて取り組み始めたという記事が

出ていたんです。これは当然だろうと思うんです。ようやく政府もその気になってくれたかというように思っているわけでありまして、その間に私は色々と新聞記事の切り抜きなどをとってみました。その中には、あらゆるところにおいて、しかも行政機関にかかわる問題のところにおいても、情報隠しなど、あるいは混乱をしてる実態というのが各所に報道されてきている、こういう実態があるわけでありまして。

ところが、行政側としては適切に運営してきているんだというような認識を示しているわけでありまして、私はここにやっぱり問題があるんじゃないかというように考えているわけでありまして、したがってこうした今日的な状況の中で、しかも重要な役割を果たす地方行政機関としても、個人情報取り扱いなどについては適切にやっぱり、取り扱う人々の指導、それからまたその情報を受けようとする側、出してくる側についても問題が本当はないのかどうか、そのことが行政に支障を及ぼしている事態がなかったのかどうかということを見ますと、必ずしも私はそうではないというふうに思うんですけれども、そのことを承知をしていないために今言われているような答弁になってしまっているんじゃないかということから見ますと、十分な私は個人情報に対する状況がどうあるのかということについて詳しく分析をするということについて行政が怠っているのではないかと、こういうふうに指摘をせざるを得ないというふうに思うんですけれども、この辺についてどう考えているのか、今後指導を適切にしていくというけど、どう指導を適切にしていこうとしているのかということなどについて、私は具体的にご説明をいただきたいと思うんです。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 12月1日の読売新聞の夕刊を見ますと、その中には、「従来、共有し、有効に活用してきた情報の提供が、法に触れるおそれがあるというだけでやめてしまうと社会的不利益につながる」という見解が載っておりますが、そのとおりでございます。本町といたしましても、住民の不利益になることのないように、個人情報の取り扱いには十分配慮してまいりたいと考えております。

また、国におきましても、個人情報の保護に関する法律の運用の見直しを視野に検討が始められております。今後、こうした動きを見据えながらも、斑鳩町の個人情報保護制度の運用についての見直し、また必要に応じ条例改正についても検討をしてまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 2番、松田議員。

○2番（松田 正君） 僕の言いたいのは、行政側、特に斑鳩町の場合もそうなんですけれども、積極的に取り組んでくれている面はわかる。ところが、形式的に格好だけつけてしまってるけども、その後の関係の具体的な中身を掘り下げた対応になってくると、極めてそれが行われていない。形式的なものに終わっている。ある意味では先取りをしているんですけれども、その先取りをしているということだけであって、聞こえをよくしていることであって、実際的な事業執行が伴わないという欠陥を持っているように実は思うんです。

特に、私どもは、今日の個人情報保護法が色々問題になってきている状況の中で、ひた隠しに一方ではしようとしているし、住民基本台帳の関係の閲覧などについては積極的にこれは公開をしていくという関係にあるわけですね。こういう面での調整というものは極めてやっぱり不十分な体制にあるのではないかと、こういうふうに思うんですけれども、個人情報保護条例の関係と住民基本台帳との関係についてどのように認識をしているのかということをお尋ねしておきたいと思います。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 住民基本台帳法では、何人でも閲覧を請求出来ると思いますが、当町におきましては、斑鳩町住民基本台帳事務取扱規則によりまして、閲覧請求は個人のプライバシー保護のため、国及び地方公共団体等のみに限定をさせていただいております。また、国においては、住民基本台帳の閲覧制度等のあり方に関する検討会が平成17年5月に設置され、何人でも閲覧を請求出来るという現行の閲覧制度は廃止をする旨の報告書が、平成17年10月に提出されたところでございます。現在では、国及び地方公共団体、正当な理由を持つ者のみ閲覧請求を出来ることとなったところでございます。

また、個人情報保護法と住民基本台帳法との関連でございしますが、住民基本台帳に記載されたデータについては、個人情報保護法及び斑鳩町個人情報保護条例において包括される情報であると認識いたしております。

○議長（中西和夫君） 2番、松田議員。

○2番（松田 正君） 個人情報保護条例をめぐって、匿名隠しであるとか、あるいは混乱を非常に多く起こしているとかいう事実というものを無視が出来ない状況になって、内閣府がようやく本腰を入れ始めた、こういう関係にあるということは、これは決して斑鳩町といえども例外ではないというふうに思うんですよ。そういうことの認識の上に

立ったならば、真剣にやはりこの結果というものを検討し直して、あるいは見直しを試みる。そして、弱点があるならどこに弱点があるのか。あるいは、明確になっていないことを明確にしているということの方がむしろ不思議なんですから、個人情報保護法の関係についてどこまでが個人の保護なのかどうかということが明確でない、基準が明らかにされていないということが問題だというふうに言っているんです。私も、この条例を読んでいますけど、そういう関係の基準というものは明確にしませんということについて、やはり十分に反省をしながら今後見直しをするということが私は必要ではないか、余りええ格好だけし過ぎたんではいかんのかなということだけ申し上げておきたいと思うんです。

次に、斑鳩町における学童保育のあり方について、実は学童保育の現状と施設運営の基準設定をどのように考えているかということについてお尋ねをしたいと思うんです。

色々学童保育の重要性ということについて改めてくどくどと申し上げる必要は私はないというふうに思うんです。ところが、このことについて斑鳩町の実態というのはい体どうなっているんだろうか。だから、学童保育のいわゆる施設の規模の問題などについての基準、あるいは学童保育児の数、その他の関係とあわせて基準がどうなっているのかということについて、全国的にも問題になっているようでもありますけれども、たまたま報道などを見ますと、埼玉県などで一つの基準をつくって、それを適用して運用をしているということは極めて注目をされているようでもありますけれども、確かにそういうことが今必要になってきてるんじゃないかなというふうに思うんですが、この点について町としてどういうような状況になっているのか、あるいはどのようにお考えになっているのかということについてちょっとお聞かせください。

○議長（中西和夫君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 近年の少子化や核家族化の進行、都市化の進展、女性の社会進出の増大など、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化をいたしています。また、家庭や地域社会における子どもの養育機能の低下も懸念をされているところでございます。

子どもは、21世紀を担うかけがえのない存在であり、子ども自身が健やかに育っていける社会、子育てに喜びや悲しみを持ち、安心して子どもを産み育てることの出来る社会を形成をしていくことが重要な課題となっております。

こうした中で、学童保育につきましては、昼間保護者が労働等で家庭にいない小学生

に、放課後の安定した遊び及び生活の場を保障していくという大きな役割を担っております。共働き、母子、父子家庭の増加に伴い、その必要性はますます高まっており、学童保育数と登録児童数が急激に増加をしているというのも実情でございます。

このことから、斑鳩町におきましても、全国的な傾向と同様に、登録児童数というのは急激に増加をいたしまして、平成17年の12月1日現在の数値で申し上げますと、当町の状況といたしましては、斑鳩学童保育室に113名、斑鳩西学童保育室に41名、斑鳩東学童保育室に87名の計241名が登録をされている状況になっております。特に、ここ数年、斑鳩学童保育室と斑鳩東学童保育室の登録児童数が増加をいたしております。学童保育室の定員を超えての受け入れというのが現状になっております。

次に、指導員の数につきましては、斑鳩学童保育室で5名、斑鳩西学童保育室で3名、斑鳩東学童保育室で4名の計12名の指導員が、子どもたちと楽しく放課後豊かに過ごすための生活づくりをサポートをいたしている状況でございます。

次に、施設の規模及び児童1人当たりの面積につきましては、斑鳩学童保育室が161平方メートルで児童1人当たり1.42平方メートルの占有面積、斑鳩西学童保育室は114平方メートルで児童1人当たり2.78平方メートル、斑鳩東学童保育室が123平方メートルで児童1人当たり1.41平方メートルという状況になっております。

また、開設の時間でございますけれども、条例上は、平日は放課後から午後5時までとなっているところでございますが、保護者の労働時間等を配慮いたしまして、最長午後6時30分まで開室をいたしております。土曜日及び学校の休業日につきましても、条例午前9時から午後5時までということになっておりますが、保護者からの要望等をお聞きする中で、午前8時30分から午後6時30分まで開設をさせていただいておる状況でございます。

平成9年6月の児童福祉法の改正によりまして、学童保育は放課後児童健全育成事業として、児童福祉法及び社会福祉法に位置付けられたところでございますが、現行の法制度では、事業の運営や施設等につきましては基準が明確にされておらない状況でございます。奈良県におきましては、埼玉県のような、質問者も言われてますような詳細な設置基準というものはなく、各市町村に運営につきましては委ねられている現状でもございます。

当町におきましては、措置児童の数、指導員1名当たりの措置児童数等につきましては、昭和62年の学童保育検討委員会というところでまとめていただいた報告書をもと

に事業を進めさせていただいている状況でございます。

しかし、登録児童数がここ数年急激な増加を示しております。開設時間の延長などで学童保育で過ごす時間が延びてきている一方で、措置児童数の増加によりまして1人当たりの面積の減少など、施設面の整備がそうした流れに追いつけないというのも現状で、国、地方自治体に明確な設置基準がないことが、様々な問題を生み出す原因となっているのも事実でございます。

町といたしましても、学童保育の役割と生活の内容にふさわしい施設整備の基準をつくることとか、施設整備の補助金を活用した施設の建設や施設整備を改善することを、国や県に働きかけていくと同時に、町でも安全で安心して過ごせる施設としての基準づくり、より詳細な基準づくりに取り組んでまいりたいと、このように考えております。

○議長（中西和夫君） 2番、松田議員。

○2番（松田 正君） 学童保育の施設等のお尋ねをいたしまして、現状については、様々なやっぱり問題を生み出す要因になっているのが、設置基準のないこともあると、一因になっているというふうにお認めになりました。なおかつ、町が学童保育の関係の運営をしている基準というのが、今も言われていますように、昭和62年と言っているんですね。もう20年前のことなんです。これは結局ないに等しい問題だというふうに思うんです。だから、そういうものを適用しているというふうにさえ私は言えないと思う。全くこういうものは適用しているのではなくて、あるいは見逃してきてしまっている。そして、行き当たりばったりと言うたら言い過ぎかわかりませんが、この状態での学童保育というものが行われてきている、こういうふうに言っても過言ではないというふうに思うんです。

特に、最近の児童生徒の通学時における不祥事が非常に多く起きている、不安な状態が起きているという関係から見ますと、こういう関係について教育委員会は一体どういうふうに考えているんだろうかというふうにも思うんです。この辺でこそ、何も住民生活部で扱っていることがけしからんというのではないんですけども、事の性格から見ますと、住民生活部と同時に教育委員会なども緊密な連携をとりながら対応をしていくことが必要でないのか、そういうことが見逃されてしまってきているのではないかというふうに思うんです。

そうした意味から言いますと、私はやっぱり行政の縦割りの関係で弊害というのを除去する。そういう意味合いでのこの種問題についてのプロジェクトチームをつくって、

早速やっぱり適切な対応をする。そして、今問題になっているように、いわゆる通学時、あるいは学校引けた時間からの家へ帰る関係、あるいは養護時間の問題等々について、緊密な連携をとりながら対応をしていく。そのためにこそプロジェクトチームを結成していくというような関係があってもいいのではないかというように思うんです。ところが、依然としてこの形態を続けてきているということについて、私はどうにも行き当たりばったりの施策になっているのではないか。そして、今日的な情勢の中でいきますと、学校、地域、父兄、一生懸命協力してやらなきゃならんと言いながら、こういう行政の施策、あるいは対応というものについて見逃されてしまっていると、こういうことがあるように思うんです。この点についてやはり十分に検討していく必要があるのではないかというように思うんですけども、この辺について何かご感想がございますでしょうか。

○議長（中西和夫君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） ただいま、学童保育と学校との連携というお話いただいております。これにつきましては、学校と学童保育については、子どもたちの下校時間等について、常に学童保育の指導員の方に連携をしながら下校時間の調整をさせていただいています。今、特に学童保育を終えて帰る子どもたちについては、今、住民生活部の方で、指導員の皆さん方がその子どもたちを安全に帰すために保護者の迎えを基本として実施していただいているわけですが、今後、こういったことについて再度、住民生活部と教育委員会が十分議論させていただいて、よい方向を見つけ出していけたらというふうに考えております。

○議長（中西和夫君） 2番、松田議員。

○2番（松田 正君） 僕はね、真剣にやっぱりこの問題については、今日的な社会的に問題を起こしている状況でもありますから、少なくとも所管がどうだこうだということではなしに、緊密に連携をするという意味合いから言っても、プロジェクトチームなどを結成して、そして具体的に対応していくというような体制こそが行政としてとるべき性格ではないのかということ強く指摘をしておきたいというふうに思うんです。

次に、3つ目の関係の住宅用火災警報装置の設置について、見解もお聞きをしながら申し上げたいというふうに思うわけであります。

自分のところは自分で守る、自分たちの地域は自分たちで守るという防災意識を強く持って災害等に備えられるように願っている。そのためにも、住宅用火災警報器の設置促進をと、西和消防本部の奥消防長が11月20日に行われました平群町総合スポーツ

センターでの第3回生駒郡総合防災訓練の席上強く呼びかけておりました。

また、今回町長は、施政方針の中で、木造住宅の耐震診断補助制度の創設を検討するという方向を示しています。また、各避難所施設に、仮設トイレ、発電機、照明器具の防災器具を順次配備をしていくというふうにも述べています。

私は、まず各指定避難所の条件整備は当然始めなければならないというふうに思っています。それと同時に、一般住民の防災意識を高めるためにも、住宅用火災警報器の設置の促進を目指すための具体的な対策を考えるべきではないか。また、そのことの方が今必要ではないか。緊縮財政が叫ばれている中でありますけれども、このことの方が、むしろ言われている耐震制度の関係よりも有効に活用出来るのではないかというように考えている一人であります。

特に、これらの件につきましては、同僚議員からも色々質問がございまして、答弁がございました。その答弁を見てまいりますと、いつも総務部、都市建設の各部長、そして教育長がお答えをしています。特に私は奇異に感じますのは、いわゆる非常の際の災害時におけるところの避難所として設定をされているところについての防災体制、いわゆる避難所としての設備条件が本当に具備されているのかどうかということになりますと、必ずしもそうではないように思いますし、昨日からの答弁をお聞きをいたしておりますと、避難所についての、例えば公共施設、学校だけの関係について一体どこを利用しようとしているのか、建物としては。今までの私どもの常識からいきますと、少なくとも体育館、その他の関係になるというふうに思うんですけども、体育館、その他の関係についての耐震体制については一切触れていない。こういうことについて、一体何を考えてどこを使おうとしているのかということを示しながら言わなければならない。それに、2階、3階のエレベーターの関係を言ってみたりしているというところに、いわゆる避難所としての本当の役割を考えているのかどうかということについても疑問を持たざるを得ませんし、いわゆる質問の中で色々耐震関係はどうなのかということ聞いてみますと、教育長は、教室の立場、いわゆる児童生徒の立場を考えてのご答弁であるかというふうに思うんです。そういう件になってきますと、どうもちぐはぐではないのか。それから、さらに都市建設部長の関係になりますと、耐震関係の調査を来年から行っていくんだと、こういうふうに言っています。

本当にそのことについて、私はなぜ、耐震関係についても法的な条件で規制をされていながら、それが具体的に実行されていないのかということについて、いわゆるその比

率などもお示しをしながら問題指摘をしてきたつもりなんです。特に、耐震関係についても普及していませんし、耐震検査をしながらもなおかつそれに応じて補強していくというふうな関係については極めて僅少であるというような格好で、実際にはつくられたのは利用されていても、検査だけ行ってもその後が続かないというのが実態だということが言われているわけです。だから、法律で決まっていながら出来ない、あるいは実施されていないという状況があるにもかかわらず、そのことはあえてやるというふうに言うてる一方、そしていわゆる火災警報器等の関係につきましても、神戸淡路の関係などに言われているように、震災で倒れていることは事実ですけど、そこに発生をする火災というものの関係が多く死傷者を出しているという現実などもあるということも一つの例として言われています。

そして、斑鳩町の実態などから見てまいりますと、むしろ倒れる云々というよりも火災ということの関係を重視をしていくということの方が必要ではないのかというようにも考えるんですけども、こういう面について、いわゆる新規の関係は18年の6月からということですから、新しくつくっているんですから、条件つきでいったらいいんかともわかりません。しかし、既設の関係については、何らかの具体的な方法を考えないと、そういった関係でとれていかなのじゃないかというように私は思うんです。

そういう意味で、むしろ、悪いとは言いません、耐震関係の検査をすることについても悪いとは言いませんけれども、それよりもこういったことを普及させていく、あるいは普及をするためにも一つの補助金制度を設ける、こういうことが考えられていいのではないかというように思うんですけども、この辺についていかがでしょうか。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 住宅用火災警報器の設置促進のための補助金制度の創設についてのご質問でございます。

今回、住宅用火災報知器の設置の義務化につきましては、全国の住宅火災による死者が急増しております。平成15年には、放火自殺者等を除く住宅火災の死者が全国で1,041人になっております。そのうち7割が逃げおくれによるものでございます。この死者のうち、6割近くが65歳以上の高齢者でございます。今後の高齢化社会の進展に伴い、住宅火災の死者の増加が予想されることから、自己責任分野である個人の住宅における住宅火災報知器の設置をあえて義務づけることで、火災を早期に発見し、住宅火災による死者の低減、抑制を目的とし、平成16年6月に消防法が改正されたものでご

ざいます。

本町におきましては、平成17年8月に西和消防組合火災予防条例が公布され、新築住宅にあつては平成18年6月1日以降に着工される戸建ての住宅及び店舗併用住宅に設置が義務づけされると共に、既存の住宅にありましては、平成21年6月1日から設置が義務化されることになっております。

当町におきましては、住宅用火災警報器の補助制度といたしましては、斑鳩町老人日常生活用具給付等事業実施要綱、斑鳩町重度身体障害者日常生活用具給付等事業実施要綱を定め、概ね65歳以上の所得税の非課税世帯に属する一人暮らしの高齢者につきましては、上限を1万5,500円とし、また障害等級は2級以上で、火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に対しましても、所得税等の課税状況により、利用者負担はございますが、上限1万5,500円と定めまして、住宅火災警報器の設置にかかります給付を行っているところでございます。

質問者が言われます住宅火災警報器の設置促進のための補助金制度の創設につきましては、今回の消防法の改正趣旨におきまして、住宅用火災警報器の設置を義務づけされたことにつきましては、住宅という居住者の自己責任における場所の安全性を確保するために設置していただくものであること、現在、高齢者、障害者の世帯を対象といたしました町の給付制度を定めていますこと、また、現在、国により設置する関係者の費用負担を軽減するため、低価格な機器の開発及び提供、リース販売の拡大、火災保険の割引制度の導入などが検討されておりますことから、本町といたしましては、広く住民の皆様を対象とした補助制度の創設につきましては今のところ考えておりませんが、住宅用火災報知器の設置義務化の制度の周知については図ってまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 2番、松田議員。

○2番（松田 正君） 斑鳩町は、老人あるいは障害者の特定条件にある者については、住宅用火災警報装置の設置についての給付援助を行っております。なおかつ住宅という居住者は、自己責任によって安全性を確保すべきものだという理屈の理由の2つを挙げているわけです。

住宅というのは、住居者の自己責任によって行ふべきだという関係については、耐震調査の関係についても同じことが言えるわけですね。同じように言っているわけなんです。ところが、今回の、今問題になっております、社会的にも問題になっておりまして、国会でも取り上げられていますけれども、北側国土交通大臣は、そんな猶予なことを言

っておれないと、人命にかかわる問題だと、だから緊急の措置をしなければならんというふうに言っているわけですね。

そうしますと、住宅というのは、居住者の関係において自己責任において行うという関係について、それはそうかもわかりません。しかし、それだけで十分かということ、そうではなくて不十分な要素があるというようなことから、国を挙げて対応しようじゃないかと言ってきてる。同じ理屈が火災警報器の関係についても言えるんじゃないでしょうか。私は、そういう矛盾をはらんで、しかもそのことよって全体的な住民の意識を盛り上げて、あるいは意識啓発が出来るということに役立つとするなら、それほど安いものはないというふうに思うんです。そういう意味合いから言っても、十分に検討すべきではないのかな。また、出来ることからやっつけていこうやと。それで、投資をしながら、その金投資をしたことだけに終わってしまうという危険性のあることについては、出来るだけやっぱりその条件をつくっていくことの方が私は先ではないのかなというふうに思うんです。そういう意味合いから、ぜひとも私はこれを検討していただきたいというふうに思うんですし、私自身もいわゆる消防運営委員会の一人としても、そういった関係についてはぜひとも協議をしていくべきと違うかな、あるいは検討すべき事項ではないのかな、あるいは避難所の関係についてもそういうふうに言えると思うんです。

そういう関係について、当然にして、我々の総務常任委員会としてもこれは検討していくに値する問題だというふうに私は思っているんです。そういう立場から提起をしているんですが、現在当局としてはこれを設置をしない。しかし、先ほどの同僚議員の質問に対しては、耐震性検査の関係については来年度から実施をしていく、こういうふうに言っているんですが、具体的内容がわかりません。補助の額もわかりませんが、全然わかりませんが、していくんだという方向だけははっきり示している。そういうことについて、その考え方の基礎になる問題について、非常に矛盾を来した言い方をしている。同一のものでありながら選別をしてしまっている。こういうことについて、町側の、行政側のお互いに各所管ごとにそれぞれの言い方をしてくれているというところについて、私は連携が不十分だということを指摘をしているんです。そういうことで、本当にこういう耐震関係について、あるいは防災体制の強化について出来るのかどうかということになりますと、極めて私は疑問があるというふうに思います。したがって、この問題については、今後さらに追及をしていきたい、こういうふうに考えているところであります。

次に、中宮寺問題、遺跡の歴史公園の整備の関係についてでありますけれども、のびのび運動が出来る公園広場を求める住民の声が非常に多い。現在公有化が進められている史跡中宮寺跡を活用した歴史公園計画というものが、果たして住民の期待する公園広場を確保するという構想なのかどうかということについて、住民を裏切ることになりはしないかという一つの懸念を私は持っています。ということで、今日まで何回となく、先進地の整備をされている関係についての同種施設を見学をさせていただきました。視察をさせていただいてきています。

斑鳩町の小中学校における子ども模擬議会が、平成17年8月11日に開かれました。16名の生徒の皆さんが発言をしましたが、そのうちの2名は公園の設置を求める、いわゆる公園広場ですね、公園広場の設置を求める発言をし、関係者の答弁を得ているわけであります。特に公園広場の確保を求める発言者の意見というのは、公園の中にのびのびした運動広場と、遊具を備えた遊びを確保した斑鳩らしさを誇れるものを期待するものであったと思うんです。その主張は、誰もが希望する内容であり、当然であろうと思います。多額の資金を投資をした土地公有化でありますし、史跡整備事業でもあります。この希望を満たされてこそ初めて公園の整備事業が住民の理解を得たものとなるであろうというふうに私は思います。ぜひともそうしたものになるようにしたいと願いながら各地を視察をしているわけでありましてけれども、歴史公園の整備方針というのは、史跡地として保存することを基本に国の補助を受けて行う事業で、一切の原型変更というものは認められないということで、住民の期待する施設整備というのは極めて困難ではないかというふうに思うんです。

私は、そうした立場から、この種の問題について、過剰な期待を住民に与えて、その住民が失望するというような公園整備になってはならないということから、果たして現在計画をしている史跡公園なるものが、本当に住民の期待にこたえられるような運動広場を確保するようにした公園として整備が出来るのかどうかということについて、極めて子ども議会での答弁を読みますとあいまいであるというふうに思いますし、何か疑惑といいますか、本当にそうだろうかという疑わせるような内容になっているように思うんですけれども、この辺についてはいかがなんでしょうか。

○議長（中西和夫君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 史跡中宮寺跡の公園整備についてでございますが、中宮寺跡の史跡指定面積につきましては、平成2年に1万1,723.68平方メートルの史跡指

定を受けております。その後、平成13年に1万6,092平米の史跡指定の追加指定を受けまして、合計2万7,815.68平米ということになっております。この史跡指定を受けましたことから、平成15年度から史跡地の公有化を進めておりまして、来年、平成18年度で計画の最終年を迎えることということになってございます。

また、公有化の進捗状況でございますが、本年度末で95.3%となる見込でございます。

次に、公有化後の整備計画でございますが、金堂基壇をはじめといたします史跡全体の位置関係の確定が整備前に必要となりますことから、平成18年度からこの計画で必要な部分の発掘調査に着手する計画をいたしております。発掘調査が終了の後、平成22年を目途に公園整備に着手する計画をいたしております。

次に、質問者がお尋ねいただいております史跡整備の方向性でございますが、1つには、遺構の学術的整備がございます。主に塔跡と金堂基壇の復元整備と、寺域を画しておりました築地塀等を植栽によりまして整備する計画をいたしております。

2つ目には、広場の整備でございますが、史跡指定区域内の遺構の学術整備を行う以外の区域は、遺構面の保全に配慮をしながら、住民の憩い、あるいはレクリエーションの場として利用可能なように、広場的環境整備を行う計画でございます。さらに、広場内の適所には、万葉集にうたわれております樹木や草花を植栽するなど、ベンチを設置し、学習、修景に役立てると共に、利用者に緑陰や休憩の場を提供することなども必要ではないかと考えているところでございます。

最後に、利用者支援施設の整備も必要でございます。県道に面する史跡指定区域の北側に、自動車や自転車等による利用者のための駐車場を整備したいというふうに考えてます。そして、史跡指定区域の東側隣接地には、遺構保全のために史跡指定地内での設置を避けて、トイレ、休憩施設を設置してまいりたいというふうに考えております。

さき子ども模擬議会におきまして、運動公園のような運動遊具等を備えた公園整備をしてほしいという要望はお聞きいたしておりますが、公有化の目的が、史跡等の文化財の保護が目的でございますので、現段階では非常に困難であるというふうに認識いたしております。

いずれにいたしましても、当町固有の貴重な文化財を気軽に触れられ、郷土の歴史について学ぶことが出来る公園としての整備が必要ではないかというふうに考えているところでございます。

○議長（中西和夫君） 2番、松田議員。

○2番（松田 正君） 確かに、教育長が言われている関係は、今まで私どもも議論をし、そのところをどうするかが一番問題ではないのかということ指摘をしてきた事項であります。しかし、このことが、子ども模擬議会におけるところの答弁者は、おのずから教育長が答弁をしているわけではありませんし、しかもその内容を見ますと、何か子どもの希望に沿えるような印象を与えるかのような言質でもってお答えになっているように、あの子ども議会の会議録を見る限りにおいてはそのように私は受け止めるんです。なぜそうなるのか。これも、先ほどから申し上げております縦横の連携の問題だと思っております。従来我々が携わってきた問題について、いわゆる計画をするまでの段階については、色々と私どもも総務委員会で総務との関係ではやりとりをしてきた。ところが、実施の段階になってまいりますと、都市建設部が当時の事業部という関係に変わっている。というようなことで、計画の段階と実施の段階が異なってきた。今回もそういうことのような、答弁者がかわってきているということに問題があるのではないか、こういうふうに思うんですけれども、この公園の整備の計画の段階から具体的完成の段階まで一貫して教育委員会が携わるということになるのかどうかということを念のためにお聞きをしておきたいと思っております。

○議長（中西和夫君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 今、お尋ねをいただいておりますこの史跡中宮寺跡の公園整備につきましては、今日まで教育委員会がずっと携わってきているわけですが、この件につきましては、完成に至るまで、文化庁等との協議が必要なこともございますので、教育委員会が携わってまいりたいというふうに考えております。

○議長（中西和夫君） 2番、松田議員。

○2番（松田 正君） そのような考え方というのは、子ども議会が終わった後において庁内で意思統一をしたのか、あるいはそれ以前から既にそういうことになっているということであったのか。とすれば、なぜ都市建設部長に答弁をさせているのか、子ども議会で、ということになってくると思うんです。私は、あくまでも、今になって、我々の本会議の議場においては、子ども議会で述べているようなことにはなりませんよということに訂正を言うんなら、その時になぜ訂正をして、子どもに十分に理解と認識をするようにしなかったのかということをお聞きをしたいと思います。今後、一貫してやっていくことだったら結構なんですけれども、それはそうであってほしいと思うんですけれども、

しかしながら、皆さんが内部においての答弁と、場所によつての答弁の仕方が、答弁者がかわってくる。かわってくるし、内容もまた変わってくるという扱ひ方が、本当に町長が言ういわゆる信頼される町政になるんかどうかということになりますと、私はそうではない。それぞれの所管が思い思ひの関係で思い思ひの答弁をしているということに映りはしないのかというように実は懸念をしてこの問題を取り上げてみたわけなんです。決してその答弁者が悪いというんではありません、今まではそうであったんですから。そうでなければそうでないという関係をして、幼い子どもにうそを信じさせるようなこと、あるいはその場限りのようなことの答弁をするということが本当に許されていいんかどうかということについて私は疑問に思うし、十分に反省をしてもらいたいし、このことについてせつかく子ども議会の会議録をまとめられているんですけども、この部分についてはそうではないんだということを訂正するならするで、十分な学校と質問者に対して正確に私はお答えをしておいてもらいたい。誠意を持って対応するというこの方が大事ではないのかというように特に指摘をしておきたいと思うんです。

次に、5番目の問題に入りたいと思いますけれども、いわゆる法隆寺の門前街路の整備について、新聞投書があつて皆さんのお目にもとまっているかというふうに思うんです。この新聞投書をされた方が、私は斑鳩町のボランティアをしていただいている方、そして観光客を相手にしながら法隆寺などについての観光に一つの役割を示しておいでになる方だ。そういう方の門前に対する意見等について、県も県なら町も町やと言わんばかりの内容でいわゆる投書が出ているということについて、一体どうなっているんじゃないかと、これは、非常に気になることなんです。

したがって、この関係について、なぜこのような状態になってきたのか。また、このことについて町側としてはどのように対応されてきたのか。どこにその問題の、ここまですて投書で指摘をされるような状態にまでなぜ発展をしたと考へているのかということなどなどについて考へてみますと、非常にわからんことが多い。一体どうしてきたんだろうかというように思うんですけど、この点についてご説明を願ひたい、こう思うんです。

○議長（中西和夫君） 一応時間が来てますので、これで終わらせていただきます。

以上で、2番、松田議員の一般質問を終わります。

これをもって予定をいたしておりました一般質問はすべて終了いたしました。

明10日、11日は休会、12日は午前9時から建設水道常任委員会の開催を予定されておりますので、関係委員には定刻ご参集をよろしく願ひいたします。

本日はこれをもって散会いたします。どうもご苦労さまでした。

(午後2時23分 散会)